

会津坂下町国土強靱化地域計画

令和3年12月

会津坂下町

【 目 次 】

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・ 2

第3章 地域特性

- 1 会津坂下町の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 会津坂下町における自然災害リスク・・・・・・・・ 5

第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

- 1 脆弱性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 強靱化の推進方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 脆弱性評価と推進方針の具体的内容・・・・・・・・ 10

第5章 計画の推進

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 2 進捗管理及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害(以下「東日本大震災」という。)は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断など、産業・交通・生活基盤において、町内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害(以下「原子力災害」という。)は、若い世代を中心とした県外への人口流出や県内全域のあらゆる産業に及ぶ風評を発生させるなど、福島県の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が制定され、国は、平成 26 年 6 月に基本法第 10 条の規定に基づく国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。これを受け福島県では、平成 30 年 1 月に「福島県国土強靱化地域計画」を策定した。

本町においても、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「会津坂下町国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため策定するものであり、「第六代会津坂下町振興計画」や「会津坂下町地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 3 年度から令和 7 年度の概ね 5 年間とする。

その後は、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画を踏まえ、会津坂下町における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- IV 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するために、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念及び基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、会津坂下町における強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。

○ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- 国、福島県、会津坂下町、住民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国、福島県や本町の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 原子力災害からの復興・再生を中心として、医療、福祉、教育の確保、新産業や雇用の創出、風評払拭や風化防止等について、国や福島県と連携して取り組んでいく必要がある。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）等の国際約束の達成に向けた施策の推進

2015年9月の国連サミットにおいて「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のための国際目標が採択されました。

17の国際目標のうち2つの目標が本計画の目標と合致すると考えられます。「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ整備」を踏まえ、各施策を推進する。加えて、気候変動に伴ってリスクの増大が懸念される水災害や土砂災害等の自然災害に備えるために、総合的な対策を促進させ、気候変動の適応策に寄与する。

○産業と技術革新の基盤をつくろう

（強靱なインフラ構築、産業化の促進及びイノベーションの推進）

○気候変動に具体的な対策を

（気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策）

第3章 地域特性

1 会津坂下町の地域特性

(1) 町の立地・町名の由来

会津盆地の西部に位置し、中心部を国道 49 号が横断し、南部を磐越自動車道が走り会津坂下 I C が設置されている。また、東には阿賀川、西は只見川が流れ、昔から交通の要所となっている。

面積は 91.59 km²、東西 11 km、南北 14 km で、東部は会津若松市・湯川村に、西部は喜多方市・西会津町・柳津町に、北部は喜多方市に、南部は会津若松市・会津美里町にそれぞれ接している。

町名の由来は、アイヌ語の「バツケ（坂の下）」がなまったものとする説のほか諸説ある。また、1475 年（室町時代の文明 7 年）に栗村と番下村を併せ「坂下村」と改めた記録もある。

(2) 町の自然・気候

標高は 175～450m で、東部平坦地は会津盆地の豊かな水資源に恵まれた肥沃な土地が形成され、会津盆地穀倉地帯の一部となっている。西部丘陵地の大半は森林で、森林面積は 3,037ha(※) で町の 33% を占める。

気候は日本海側内陸性気候に属し、盆地特有の寒暖差が大きく、夏は暑く冬は寒く、積雪は 1 m に達することもある。

(3) 町の歴史・沿革

西部丘陵地には、古代先住民の遺跡が多数分布し、西暦 540 年の仏教伝来の言い伝えや古墳群から、古くから文化が栄えていたことが伺える。中・近世は、恵まれた水陸の交通網により宿場町の形態を整え、物資の集散地として栄えた。

昭和 30 年には旧坂下町を中心に若宮村・金上村・広瀬村・川西村・八幡村の 1 町 5 村が合併し、昭和 35 年の境界変更により高寺地区が高郷村（現在の喜多方市）から編入され現在に至っている。

(4) 人口の推移

日本の総人口が 2008 年（平成 20 年）以降、減少局面に突入した中で、本町の人口は 1950 年（昭和 25 年）の 27,826 人をピークに減少し、1975 年（昭和 50 年）以降、一旦落ち着いていたものの、1996 年（平成 8 年）に 2 万人を割り込んでから急速に人口減少が進み、今後も本町の人口減少は、全国の 2 倍以上のスピードで進むとされている。

また、15 歳未満の人口が減少する一方で、65 歳以上人口の割合は 2015 年（平成 27 年）31.5% から、2020 年（令和 2 年）36.3% へと上昇し、少子高齢化が急速に進行している。※出典：第 133 回福島県統計年鑑 2019 福島県企画調整部統計課（平成 31 年 3 月）

及び会津坂下町「住民基本台帳（日本人人口）」（各年 10 月 1 日時点）

2 会津坂下町における自然災害リスク

(1) 地震災害

本町には、平野部西部に会津盆地西縁断層帯という顕著な活断層が認められ、内陸直下型地震が発生するリスクを抱えている。

また、福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高い地域であり、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、福島県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

本町に大きな災害をもたらした主な地震としては、1611 年（慶長 16 年）9 月 27 日発生の会津地方における地震（M6.9）、1964 年（昭和 39 年）6 月 16 日発生の新潟地震（M7.5）、平成 23 年 3 月 11 日、三陸沖を震源とした国内観測史上最大の東日本大震災（M9.0）では、中通り及び浜通りを中心に県内 11 市町村で震度 6 強が観測された。当町においても、震度 5 強を観測し、家屋や土蔵など 170 件以上の甚大な被害が発生した。

【会津坂下町における主な地震の履歴】

発生年月日	災害名	被害内容
1611 年（慶長 16 年） 9 月 27 日	会津地震	被害は会津一円に及び、死者 3,700 人、民家 2 万戸潰れる。処々の山岳が崩れ、大川・日橋川以下の諸水が氾濫した。耶麻郡に山崎湖ができ、道筋が一変し、勝負沢の越後街道の崩壊により越後街道の路線が変更となり、坂下が宿場となる。特に両沼・南会津の被害が大きかった。
1964 年（昭和 39 年） 6 月 16 日	新潟地震	津波による浸水や液状化現象により、日本海沿岸の住宅地帯や工業地帯で被害が大きかった。本町では家屋の倒壊、店舗、道路、橋梁、農業施設に甚大な被害があり、被害総額は 1 億 8 千万円にのぼる。
2011 年（平成 23 年） 3 月 11 日	東日本大震災	午後 2 時 46 分、M9.0 の東日本大震災の発生。町内では家屋・土蔵など全壊・半壊等 170 件以上の甚大な被害。地震、津波及び福島第一原発事故により、葛尾村・南相馬市等から旧川西小学校、農村環境改善センター、会津自然の家及び一般家庭などに約 1,000 名が避難した。

(2) 風水害・土砂災害

本町の河川は、阿賀野川水系の阿賀川、只見川、宮川、旧宮川（鶴沼川）の一級河川や、かんがい用水として栗村堰、その他多くのため池や中小用水路がある。過去の自然災害による多大な被害をもたらした河川については、河川改修や築堤、護岸工事等の施工により災害発生の危険は少なくなったものの、流域内における都市化の急速な進展に伴い、流域の持つ保水機能が低下しており、浸水被害の増大につながる恐れ

がある。

また、住民の生命や財産に大きな被害を与える、土砂災害が発生する恐れのある傾斜度 15 度以上の急傾斜地が、町の西部に位置する丘陵地帯を中心に数箇所存在している。

これまで、本町では、台風や豪雨等の影響による風水害等が発生した歴史があり、近年では、平成 23 年 7 月の新潟・福島豪雨において高寺地区を中心に住宅の浸水等の大きな被害が発生した。

【会津坂下町における主な風水害・土砂災害の履歴】

発生年月日	災害名	被害内容
1913 年（大正 2 年） 8 月 26 日～27 日	大雨	宮川・只見川が大洪水にて浸水家屋 605 戸、床下 218 戸、流失家屋 3 戸、宮川（鶴沼川）堤防破壊、橋梁、田畑流失埋没。桑園、片門村の校舎も一部流失など大被害。
1914 年（大正 3 年） 8 月 3 日	大雨	堤防 3 箇所破壊（宮川筋）、浸水家屋 500 戸、田畑流失埋没などの被害。
1927 年（昭和 2 年） 4 月 4 日～5 日	大雨	床下浸水 300 戸、水田埋没 10 町歩、橋梁流失 3 箇所の大被害。
1956 年（昭和 31 年） 7 月 14 日～17 日	大雨	山間部の貯水池、栗村堰、鶴沼川の堤防決壊が随所に起こり、坂下地区・若宮地区の住宅や田畑に甚大な被害。
1956 年（昭和 31 年） 7 月 20 日	大雨	道路浸水 50 cm、家屋床上浸水 300 戸、床下浸水 470 戸、その他田畑の浸水被害も出した。
1958 年（昭和 33 年） 9 月 17 日～18 日	大雨（台風 21 号）	片門村内は浸水、農作物に被害。広瀬・川西地区でも水害による大被害。青津区で死者が出る。
1965 年（昭和 40 年） 7 月 16 日～22 日	大雨	各中小河川が決壊・氾濫。住家床下浸水 400 戸の被害。
2011 年（平成 23 年） 7 月 30 日	新潟・福島豪雨	7 月 28 日から大雨による只見川水系の増水。町内では、片門・舟渡・和泉・平井に避難勧告。7 月 31 日まで高寺地区停電。

（3）火山災害

福島県に位置する吾妻山、安達太良山、磐梯山は、近世の歴史にみられるように火山活動によって多くの被害をもたらしている。

火山噴火予知連絡会は、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として、全国で 50 火山を選定している。

本町は磐梯山の火山災害警戒区域（火山活動対策特別措置法に基づく）に該当しており、福島県の火山である吾妻山、安達太良山、那須岳とともに、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター及び気象庁火山監視・警報センターで火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。

【会津坂下町における主な火山災害の履歴】

発生年月日	災害名	被害内容
1888 年（明治 21 年） 7 月	噴火（磐梯山）	噴火による死者 461 名。

（４）雪害

本町は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に基づく豪雪地帯に指定されている。

近年は、地球温暖化の影響で最深積雪量は減少傾向にあるが、短時間に降り積もる大雪の増加が懸念されている。過去に交通網が遮断され孤立したこともあることから、雪害の発生を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、雪害対策を万全にする必要がある。

【会津坂下町における主な雪害の履歴】

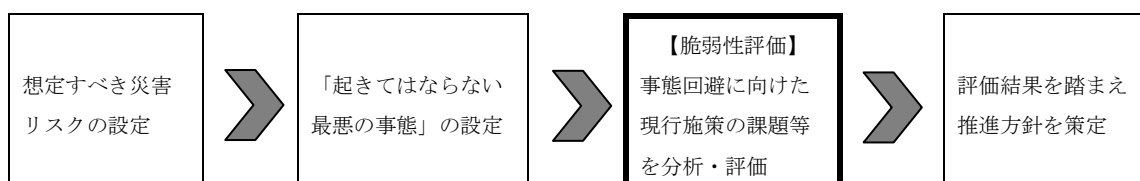
発生年月日	災害名	被害内容
1963 年（昭和 38 年） 1 月 21 日	豪雪（38 豪雪）	前年末からの豪雪で車両の便も途絶え、生鮮食料品をはじめとする物資の輸送が極めて困難となり自衛隊を要請した。

第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性評価

(1) 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本町を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本町が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本町の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



(ア) 本計画の対象とする災害リスク

過去の町内で発生した自然災害による被害状況を鑑み、各種災害に関する発生確率や被害想定を踏まえ、今後本町に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

(イ) 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本町の地域の特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される29の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (29項目)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
		1-4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

事前に備えるべき目標 (８項目)		「起きてはならない最悪の事態」 (２９項目)	
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	経済活動（サプライチェーン（※）を含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-4	異常渇水等による用水の供給途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	風評等による地域経済等への甚大な影響
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	仮設住宅等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態

(※) サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売までの全体の一連の流れのこと。「供給連鎖」という。

(ウ) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策分野として、第六次会津坂下町振興計画の施策分野（４項目）を設定した。

強靱化施策分野（４項目）	
1	自ら学び、学びあう「ひとづくり」分野（教育課、子ども課）
2	安全・健康で、快適な「くらしづくり」分野（総務課、生活課、建設課）
3	活力と魅力があふれ、人が集う「しごとづくり」分野（産業課）
4	一人ひとりがつながり、みんなで創る「しくみづくり」分野（政策財務課）

(エ) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各課等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための各課横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

2 強靱化の推進方針の策定

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」ごとに策定した。

なお、本計画で策定した２９の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、本町に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

3 脆弱性評価と推進方針の具体的内容

本町の強靱化施策の推進方針として策定した具体的内容は、次のとおりである。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
◆住宅・建築物等の耐震化等◆ 本町の住宅の耐震化の状況は、居住世帯のある住宅約 5,230 戸のうち、耐震性がある住宅は約 3,771 戸で耐震化率 72.10%(平成 30 年住宅・土地統計調査)です。想定される地震による被害を減少させるために「会津坂下町耐震改修促進計画」に基づき、減災効果が大い住宅を中心に耐震化に取り組む。「会津坂下町耐震改修促進計画」は令和 3 年度中に改正予定) ◆町有施設(庁舎等)の耐震化等◆ 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災拠点となる本庁舎や避難所となっている地区コミュニティセンターについて、災害に備えた設備の充実や耐震性の確保を図る必要がある。 現在、町有施設については、96 棟あり、そのうち耐震性が確保されている建築物は 69 棟、約 72%となっている。 ◆教育施設の耐震化等◆ 学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、これまで耐震化や電気・給排水設備等の改修や維持管理に努めており、今後も継続していく必要がある。	◆住宅・建築物等の耐震化等◆【建設課】 住宅は住民生活の基盤であるため、地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守る必要があります。特に、旧耐震基準により建設された木造住宅の耐震化を促進する必要があります。「会津坂下町耐震改修促進計画」に基づき、福島県と連携して耐震診断や耐震改修への助成を行うとともに、耐震化に対する適切な情報提供に努め、住宅の耐震化を促進する。 【主要な施策・事業】 ○住宅・建築物耐震診断(木造住宅耐震診断等) ○住宅・建築物耐震改修(木造住宅耐震改修等) ○ブロック塀等の安全確保対策 ◆町有施設(庁舎等)の耐震化等◆【政策財務課】 「会津坂下町耐震改修促進計画」に基づき、耐震基準を満たさない 27 棟のうち解体予定の建築物を除き、全庁的な進行管理を行いながら町有施設の耐震化を進め、財政計画との整合性を図りながら早急に耐震化率 100%を目指す。 また、「会津坂下町公共施設等総合管理計画」に基づき、防災拠点施設・避難所として機能を発揮できるよう改修等の長寿命化対策に取り組む。 【主要な施策・事業】 ○会津坂下町公共施設等総合管理計画の推進 ○会津坂下町役場本庁舎の建て替え ○施設の長寿命化対策事業 ◆教育施設の耐震化等◆【教育課】 学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、施設・設備の適切な改修や維持管理を推進する。 【主要な施策・事業】 ○教育施設の長寿命化対策事業

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
◆社会福祉施設の耐震化等◆ 社会福祉施設等は、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等が多く利用していることや、福祉サービスの提供の継続や福祉避難所としての役割もあることから、利用者や避難者の安全・安心のため、建物の耐震性の確保や老朽化対策等が必要である。 ◆都市公園施設の減災対策等◆ 都市公園は、住民のレクリエーションのための活動場所や都市における環境保全・景観形成の役割を有するほか、都市火災の延焼遅延や災害発生時の避難場所等としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害への備えが必要である。 定期的な点検を実施し、適切な維持管理・修繕を行っている。 ◆幹線道路・橋梁施設の耐震対策等◆ 災害時の避難対策、物流の輸送、応急復旧工事に必要な防災拠点となる本庁舎や避難所を結ぶ幹線道路や橋梁については、耐震対策・長寿命化を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、長寿命化対策を進めている。	◆社会福祉施設の耐震化等◆【生活課、子ども課、保育所】 社会福祉施設等は災害時にあっても継続的に福祉・介護サービスを提供できるよう、補助金制度を活用しながら建物の耐震性の確保、老朽化対策等または非常用自家発電設備の設置等を促進する。 【主要な施策・事業】 ○施設の安全点検及び施設管理の徹底 ○災害時に備えた設備機器等の設置 ◆都市公園施設の減災対策等◆【建設課】 老朽化が進む都市公園施設については、施設更新と適切な維持管理に継続して取り組み、機能保全と公園利用者の安全確保を推進する。 【主要な施策・事業】 ○都市公園施設の点検及び維持管理 ○公園施設長寿命化対策支援事業 ○都市計画マスタープラン ◆幹線道路・橋梁施設の耐震対策等◆【建設課】 高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁や道路附属施設（街路灯、カーブミラー、ガードレール、白線等）について、橋梁の耐震対策や長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。 【主要な施策・事業】 ○都市計画道路の整備（坂下羽林線、坂下喜多方線、坂下牛沢線、坂下北幹線、市中線） ○坂下東第一土地区画整理事業 ○橋梁の長寿命化計画の推進（施設点検、修繕改修） ○丈助橋の架け替え

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
◆空家対策の推進◆ 本町の空家棟数は570棟で、空家率は9.78%（平成30年住宅土地統計調査）となっており、多くの空家が、長期不在等となっている傾向にあり、適正な管理が将来的に継続して行われなければ、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす可能性がある。管理不全空家については、地震による倒壊による負傷者の発生や交通障害による避難経路の遮断、火災発生の危険性、周辺環境の悪化に伴い、復旧・復興の妨げとなる恐れがある。 ◆消防団の充実・強化◆ 消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化や地域の連帯意識の希薄化により、消防団員の減少が進んでおり、地域の消防防災力の低下が懸念されている。消防団員（定員500名）は現在、479名（充足率95.8%）となっており、被用者の割合（82%）が高く、昼間の災害時における初動体制の確保が課題となっている。	◆空家対策の推進◆【建設課】 管理不全空家等は、防犯や火災など地域住民への危険性への懸念や周辺環境への悪影響など、多くの問題を生じさせます。住民の安全・安心を確保するため「会津坂下町空家等対策計画」に基づき、管理義務者（所有者等）に適正な管理を促し、老朽化に伴う危険を回避するため、未然防止に努める一方、国、県及び民間団体等が連携して、「空家バンク」を始めとする総合的な空家対策を推進する。 【主要な施策・事業】 ○空家対策事業（管理不全空家に対する適切な指導） ○会津坂下町空家等対策計画策定（改訂） ◆消防団の充実・強化◆【総務課】 地域性を生かした消防団員自らによる消防団加入促進とともに、消防団の活動に対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備、発災時の機動性を確保するための班域の見直し、特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）のみを行う機能別消防団員制度（※）の導入促進に取り組み、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る。 また、消防団員の処遇改善として、出勤手当等の見直しを行い、団員確保を図り、消防団員定数に対する充足率100%をめざす。 さらに、消防防災力を維持するために、消防署や自主防災組織等との連携強化を図る。 【主要な施策・事業】 ○消防車両・消防施設の更新事業 ○消防団応援事業 ○町防災訓練等の実施 ○会津坂下町地域防災計画及び水防計画の策定（改訂） ○消防団員の出勤手当等の見直しによる処遇改善 ※機能別消防団員制度：消防団の活動を補完するため、特定の活動にのみ参加する消防団の制度

1 直接死を最大限防ぐ

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性評価	推進方針
◆河川管理施設の整備等◆ 地球温暖化の影響に伴う気候変動により降水量の増大が懸念される中、近年、局地的な大雨や集中豪雨による河川の氾濫など水害の被害が全国各地で発生している。 当町の過去の災害では、農地の表土流出、農業用施設の損壊等の被害が生じたことから、災害の発生に備え、迅速な初動対応ができるように河川管理施設の適正管理に取り組んでいる。 ◆水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築◆ 地域が連携した減災体制を構築し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、会津若松方部水災害対策協議会等関係機関と連携を図り、地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図っている。また、有事の際の災害情報や避難情報については、防災行政無線を用いて住民へ伝達することになっており、平時より、防犯の広報や訓練の機会を利用して、スピーカーの調整、機器の点検、Jアラートの連携に取り組んでいる。 平成29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されたことに伴い、災害の警戒区域等に位置する要配慮者利用施設の施設管理者に義務付けられた避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、周知に努めており、さらに令和3年5月に「災害対策基本法」が改正され、避難のタイミングを明確にし、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための「避難情報」が見直され、町広報やホームページ等で啓発を行っている。 今後も、日頃から水害リスク情報の周知などにより、住民の防災意識の向上を図り、多様な主体による連携体制の構築を図る必要がある。	◆河川管理施設の整備等◆【建設課、産業課】 水門・樋門等の河川管理施設については、設置箇所の行政区長等に管理・点検を依頼しているが、老朽化しているものも多く、県や関係機関と連携しながら、計画的な修理・更新を行い、災害発生時に備える。 また、河川管理施設の機能実態を調査・把握し、適時適切な維持管理に取り組み、湛水被害の発生防止に向けた防災・減災対策を推進する。 【主要な施策・事業】 ○排水機、排水樋門の管理及び排水路の整備・改修 ○雨水管渠・排水路網の整備 ◆水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築◆ 【総務課】 地域づくり協議会と連携を図り、防災マップ等を活用した出前講座や自主防災組織の推進に努め、地域住民の防災意識の向上を図る。特に、災害の警戒区域等に位置する要配慮者利用施設については、町と連携して施設管理者等による主体的な取り組みの促進を図るとともに、水害・土砂災害からの避難体制の充実・強化を図る。 【主要な施策・事業】 ○防災行政無線等の維持管理 ○防災マップの作成(改訂)【R4】 ○出水期における広報啓発活動 ○町防災訓練の実施 ○避難所開設・運営マニュアル作成(改訂) ○要支援者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練の実施 ○要支援者名簿及び個別避難計画の作成(毎年度更新)

1 直接死を最大限防ぐ

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態

脆弱性評価	推進方針
◆火山噴火に対する警戒避難体制の整備◆ 火山災害から地域住民の安全を確保するため、「磐梯山火山防災協議会」の取り組み等を通じ、関係市町村、防災関係機関及び火山の専門家などが一体となって、火山噴火に対する警戒避難体制の整備が必要である。 ◆水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築【再掲】◆ 地域が連携した減災体制を構築し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、会津若松方部水災害対策協議会等関係機関と連携を図り、地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図っている。また、有事の際の災害情報や避難情報については、防災行政無線を用いて住民へ伝達することになっており、平時より、防犯の広報や訓練の機会を利用して、スピーカーの調整、機器の点検、Jアラートの連携に取り組んでいる。 平成29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されたことに伴い、災害の警戒区域等に位置する要配慮者利用施設の施設管理者に義務付けられた避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、周知に努めており、さらに令和3年5月に「災害対策基本法」が改正され、避難のタイミングを明確にし、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための「避難情報」が見直され、町広報やホームページ等で啓発を行っている。 今後も、日頃から水害リスク情報の周知などにより、住民の防災意識の向上を図り、多様な主体による連携体制の構築を図る必要がある。	◆火山噴火に対する警戒避難体制の整備◆【総務課】 火山噴火に対する警戒避難体制の整備のために、地域防災計画の改訂、防災マップの作成を行うとともに、警報・災害発生時の情報伝達体制の整備や防災資機材の整備等に取り組み、火山災害に対する防災対策の充実・強化を図る。 また、住民への火山防災に関する普及啓発を図るため、様々な媒体により情報提供を実施する。 【主要な施策・事業】 ○地域防災計画の作成(改訂) ○防災マップの作成(改訂)【R4】 ◆水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築【再掲】◆【総務課】 地域づくり協議会と連携を図り、防災マップ等を活用した出前講座や自主防災組織の推進に努め、地域住民の防災意識の向上を図る。特に、災害の警戒区域等に位置する要配慮者利用施設については、町と連携して施設管理者等による主体的な取り組みの促進を図るとともに、水害・土砂災害からの避難体制の充実・強化を図る。 【主要な施策・事業】 ○防災行政無線等の維持管理 ○防災マップの作成(改訂)【R4】 ○出水期における広報啓発活動 ○町防災訓練の実施 ○避難所開設・運営マニュアル作成(改訂) ○要支援者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練の実施 ○要支援者名簿及び個別避難計画の作成(毎年度更新)

1 直接死を最大限防ぐ

1-4 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
◆豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化◆ 過疎化・高齢化の進行に伴い、除排雪の担い手不足が深刻化しており、地域ぐるみの支援体制の確立が求められることから、県、町、関係団体及び地域住民が一体となって、雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化に取り組んでいく必要がある。 ◆道路の防雪施設の整備◆ 本町は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく「豪雪地帯」に指定されており、住民の安全な生活の確保、産業経済活動の向上及び地域間交流の促進の観点から、冬期間における安全で円滑な道路交通の確保が課題となっている。例えば、人家が連続して排雪スペースがなく除雪作業が困難な箇所、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故の多発地点、地吹雪による吹きだまりや著しく視界が不良となる区間があり、通行に支障をきたすなど、未だ対応ができていない危険箇所が多数存在する。冬期間における交通安全を図るため、防雪対策として効果のある施設の整備、道路環境づくりに取り組んでいく必要がある。	◆豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化◆ 【総務課、建設課】 過疎化・高齢化の進行に伴い、除排雪の担い手不足が深刻化しており、地域ぐるみの支援体制の確立が求められることから、関係団体及び地域住民が一体となって、雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化に取り組み、安全安心な地域づくりを推進する。特に、高齢者宅や通学路の除雪・落雪対策は行政区長、民生委員、子ども見守り隊など、地域の連携を図りながら、継続して取り組む。 【主要な施策・事業】 ○除雪対策事業(除雪体制の強化) ○除雪機械整備事業(除雪機械の更新) ○地域の関係団体との連携強化 ◆道路の防雪施設の整備◆【建設課】 人家が連続して排雪スペースがなく除雪作業が困難な箇所、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故の多発地点、地吹雪による吹きだまりや著しく視界が不良となる区間において、冬期間における交通安全を図るため、防風雪施設等の整備を推進するとともに、より効率的かつ信頼性の高い安全対策に取り組む。また、地吹雪などの危険性の高い箇所については、防雪対策としてより効果のある固定式防雪柵を計画的に設置し、冬期間における安全安心な道路環境づくりの推進を図る。 【主要な施策・事業】 ○防雪柵の延伸及び増設

1 直接死を最大限防ぐ

1-4 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
◆道路の除雪体制等の確保◆ 過疎化・高齢化の進行に伴い、除排雪の担い手不足が問題化しており、住民の生活を確保するため、国・県と連携を図りながら、適時適切な道路除雪等ができる体制の確保に取り組んでいる。近年では、除雪オペレーターの人員不足や高齢化、または委託業者の不足等により、除雪体制の確保が困難な状況になってきている。暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても、安全で円滑な道路交通確保のため、さらなる除雪体制の充実・確保に取り組む必要がある。 ◆雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起◆ 大雪・暴風雪による被害や交通障害の発生時に迅速かつ的確に対応するため、災害時応援協定に基づく物資・燃料の提供等や避難所開設、自衛隊災害派遣要請等に係る関係機関との連携強化に向けた取り組みを継続していくとともに、除雪作業中の事故や交通事故の防止、雪害に対する備えなどについて、注意喚起を実施していく必要がある。	◆道路の除雪体制等の確保◆【建設課】 暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても、安全で円滑な道路環境を整備するため、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組むとともに、除雪オペレーターの確保、除雪機等の設備の更新を実施しながら除雪体制の充実・確保を推進する。また、冬期間における孤立集落等の発生を回避するため、冬期間のアクセス経路を複数確保するなど、冬期間通行不能区間の解消に向けた除雪路線について検討する。 【主要な施策・事業】 ○除雪対策事業（除雪体制の強化） ○除雪機械整備事業（除雪機械の更新） ○町建設業組合との連携 ◆雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起◆【総務課】 関係機関との連携強化に向けた取り組みを継続し、事故防止等については、気象情報の的確な把握に努め、消防署・警察署等関係機関との連携を図りながら、防災行政無線等を用いて、適時注意喚起を推進する。 雪害発生時に備え、自衛隊災害派遣要請や郡山国道事務所・福島県の災害対策現地情報連絡員（リエゾン）派遣要請に係る連携強化に向けた各種訓練を実施する。 【主要な施策・事業】 ○防災行政無線等による広報啓発活動 ○関係機関（自衛隊・郡山国道事務所・福島県・警察署・消防署等）との連携強化

1 直接死を最大限防ぐ

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
◆住民等への情報伝達体制の強化◆ 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、適時の情報発信と情報提供手段の多重化・多様化を図る必要があり、定期的に、関係機関と連携を図り、迅速かつ効率的に情報発信する情報伝達訓練が必要である。 また、近年では避難者が避難所で災害に関する情報や家族の安否確認をする際にスマートフォンを活用し実施している。昨今の情報通信デバイスの多様化に伴い、避難所におけるWifi環境の整備等を図る必要がある。 ◆避難行動要支援者対策の推進◆ 高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者は、災害情報の受理・認識、避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想されることから、災害発生時、速やかに要配慮者を把握して円滑に避難誘導等を行うため、避難行動要支援者名簿の作成及び随時更新や対象者一人ひとりの具体的な個別支援計画の作成により、災害時の要支援者の避難に備え、行政区長・民生委員と情報の共有化を図る必要がある。 ◆福祉避難所の充実・確保◆ 災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため、福祉避難所を7か所(町健康管理センター、高齢者施設6か所)を指定している。福祉避難所に対する住民の認知度が低く、受入れ・運営について課題が多い。関係機関と連携して福祉避難所開設・運営訓練を実施し、福祉避難所の充実・確保を促進する必要がある。	◆住民等への情報伝達体制の強化◆【総務課】 関係機関及び放送・通信事業者との連携を一層強化し、災害情報共有システム(Lアラート)の運用や緊急速報メールの配信、町公式ツイッターの活用など、あらゆるツールを活用した情報発信の対応強化を推進する。 【主要な施策・事業】 ○防災行政無線等の維持管理 ○定期的な情報伝達訓練 ○広報啓発活動の充実・強化 ○避難情報の適切な発令 ○災害情報伝達手段の強化 ◆避難行動要支援者対策の推進◆【総務課】 避難行動要支援者名簿や個別支援計画の作成だけでなく、より実効性のあるものにするために、町防災訓練への参加や自主防災組織による避難訓練を実施し、地域防災力の向上及び避難行動要支援者対策の充実・強化を図る。 【主要な施策・事業】 ○避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成(更新) ○町防災訓練への参加 ○自主防災組織による避難訓練の実施 ◆福祉避難所の充実・確保◆【総務課】 関係機関と連携して福祉避難所開設・運営訓練を実施し、災害状況に合わせた福祉避難所の開設、運営を推進する。 また、福祉避難所の指定の促進とともに、令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴い、福祉避難所の確保運営ガイドラインが見直され、受入対象者の事前調整を行い、災害時の直接避難に向けて体制の整備を図る。 【主要な施策・事業】 ○町防災訓練における避難所開設・運営訓練の実施 ○福祉避難所として協定を締結している施設との連携強化

1 直接死を最大限防ぐ

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
◆訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化◆ 大規模災害が発生した場合であっても、迅速かつ的確な災害対応の実現をめざし、国、県、町のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や町消防団、自主防災組織等との連携体制強化のため、町防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練等に取り組み、災害対応の必要な見直しを積み重ねていくことにより、日頃から災害時の対応と役割を確認する必要がある。 ◆在留外国人に対する多言語による情報提供◆ 在留外国人は、言語面での障壁から災害に関する情報が限定的になったり、自然災害に不慣れであったりすることから、災害によるリスクが高まる可能性があります。会話がある程度できる日本語の能力があっても、災害時の特殊な用語がわからず、確実に正しい情報を理解することが難しいとされており、さらに心理的不安が大きくなるとされています。大規模災害が発生した場合においても外国語による正確な情報提供や相談対応を継続して行える体制が必要である。 ◆自助・共助の取り組み促進◆ 大規模災害時における公助（行政、消防署、警察署、自衛隊）の機能には限界があり、過去の「阪神淡路大震災」では、被災した人の約7割が自助（家族、親戚）と共助（地域の人）の支援で助かったとの統計がある。今後、地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取り組みとともに、一人ひとりが自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力・助け合いによる「共助」の取り組みを促進し、連携を強めることが重要となることから、自助・共助の理解を深める取り組みが必要である。	◆訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化◆【総務課】 訓練や災害対応の経験から必要な見直しを行い、防災関係機関や町消防団、自主防災組織等との連携体制と災害対応力の強化を推進するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。 【主要な施策・事業】 ○防災行政無線等の維持管理 ○町防災訓練における情報伝達訓練 ○防災関係機関との連携強化 ◆在留外国人に対する多言語による情報提供◆【総務課】 在留外国人は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、雇用主を含め関係機関との緊密な連携のもと、相談員・通訳員の配置による多言語行政サービスの提供や通訳者を含めた3者同時通話が可能な通信機器の設置等に係る取り組みを促進し、大規模災害が発生した場合においても外国語による正確な情報提供や相談対応を継続して行える体制を確保する。 【主要な施策・事業】 ○在留外国人に対する多言語による情報提供（パンフレット等の作成） ○在留外国人が勤務する事業所との連携強化 ○町国際交流協会との連携強化 ◆自助・共助の取り組み促進◆【総務課】 自助・共助に関する情報発信や防災出前講座の実施、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される防災士の養成など、様々な事業を通じて、住民の自助・共助に関する理解を深める。 また、地震発生の際の安全確保、救出・救護、初期消火や・避難、避難生活のための非常用品の備蓄といった「自助の備え」や自主防災組織による防災対策といった「共助の備え」の取り組みを推進し、住民一人ひとりの防災意識の高揚に努める。 【主要な施策・事業】 ○定期的な広報啓発活動 ○自主防災組織の立ち上げ（現状値：6組織→目標値：35組織） ○各行政区と消防団との連携強化

1 直接死を最大限防ぐ

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
◆自主防災組織等の強化◆ 住民の生活様式の多様化や少子高齢社会の進展等により、地域の結びつきが希薄化しつつあります。このような中、大規模災害から住民の命と生活を守るには、自分たちの命は自分たちで守るという「自主防災」あるいは、地域コミュニティに根差して取り組むという「地域防災」が不可欠である。日常の防災活動の活性化を図るため自主防災組織の起ち上げとともに、活動を促進する取り組みを継続し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る必要がある。 ◆東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進◆ 学校においては校舎の耐震化が進み、施設面の対策に加え、避難訓練も定期的に実施されている。今後、児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断のもとに、避難行動等自らの安全確保を図るため、防災教育を行っていく必要がある。 ◆学校における災害対応行動マニュアルの作成支援◆ 災害発生時において児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等をとれるよう備えるため、各学校における災害対応行動マニュアル(危険等発生時対処要領)の周知・啓発やマニュアル作成に関する支援・指導等が必要である。	◆自主防災組織等の強化◆【総務課】 防災を始めとする地域の安心・安全な暮らしへの関心や意識の高まりにより、自主防災活動が活性化し、希薄になりつつある地域社会における連帯意識の醸成が重要である。自主防災組織による日常の防災活動の活性化を図るため、自主防災組織のリーダー・防災士等の人材育成や町防災訓練への参画を促し、災害時には即地性を生かした避難誘導や被災者の救援等での協力など共助への取り組みを推進する。 【主要な施策・事業】 ○自主防災組織の強化 ○各行政区と消防団との連携強化 ◆東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進◆【教育課】 東日本大震災から10年が経過し、災害を風化させないためにも、家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、東日本大震災・原子力災害の経験を踏まえた自分で判断・行動する「生き抜く力」を育む防災教育を推進する。防災教育は究極的には命を守ることを学ぶことであるが、そのためには、災害発生の理屈を知ること、社会と地域の実態を知ること、備え方を学ぶこと、災害発生時の対処の仕方を学ぶこと、そしてそれを実践に移すことが必要である。 【主要な施策・事業】 ○避難訓練(洪水・地震)の実施 ○少年消防クラブ等の活動を通じた防災教育の推進 ◆学校における災害対応行動マニュアルの作成支援◆【教育課】 マニュアル作成に関する支援・指導等に取り組むとともに、過去の大規模な自然災害、特に大地震の教訓を踏まえ訓練や防災教育の実施、関係者による情報・連絡体制の確認等による平常時の防災活動を促進し、各学校の実情に応じた実効性の高い災害対応行動マニュアルの作成について支援する。 【主要な施策・事業】 ○災害対応行動マニュアルの策定及び見直し

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価	推進方針
◆応急給水体制の整備◆ 被災者の飲料水や生活維持に必要な生活用水を確保するため、災害時応援協定の締結や被災者用物資の備蓄（飲料水）の確保を行うとともに、応急給水に係る訓練等の実施により、関係機関との連携強化を図る必要がある。 ◆上水道施設の防災・減災対策◆ 水道による給水機能を確保するため、水道事業者が将来的な水需要等を踏まえた水道施設（基幹管路や配水池、浄水場など）の内、経年管の布設替など老朽化施設の修繕・更新等を進め、将来的な水需要を確保する必要がある。 ◆物資供給体制の充実・強化◆ 被災地で必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給を確保するため、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定の締結をしており、さらなる連携強化や新規の災害時応援協定の締結をしていく必要がある。	◆応急給水体制の整備◆【総務課、建設課】 災害時応援協定として「応急用井戸水の提供」を町内2事業所と締結している。災害時の生活用水を確保するため、一般家庭や事業所とのさらなる協定締結の取り組みを推進する。 被災者用物資の備蓄に継続して取り組むとともに、水道工事事業者との連携・協力による応急給水対策の実施や他の水道事業者や自衛隊への応急給水の応援要請など、応急給水に係る訓練等の実施により、関係機関及び協定締結団体との連携をより一層強化し、応急給水体制の整備を推進する。 【主要な施策・事業】 ○災害時応援協定「応急用井戸水」の締結（現状値：2件→目標値：5件） ○飲料水の備蓄の確保 ○町防災訓練における応急給水訓練の実施 ◆上水道施設の防災・減災対策◆【建設課】 災害時においても給水機能を確保するため、「会津坂下町上水道事業アセットマネジメント計画」に基づき、老朽化施設の修繕・更新など適切な維持管理を計画的に推進する。また、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する。 ※上水道事業アセットマネジメント計画：上水道事業の設備更新・資金確保における中長期的計画 【主要な施策・事業】 ○水道施設等耐震化事業（重要給水施設配水管事業）（R2～R7） 老朽管更新、L＝2.9km ◆物資供給体制の充実・強化◆【総務課】 災害時応援協定の締結団体との連携強化や新規の災害時応援協定の締結等に取り組むとともに、防災訓練の実施等を通じて災害時における物資供給体制の充実・強化を図る。 【主要な施策・事業】 ○災害時応援協定の締結 ○町防災訓練を通じた物資供給体制の充実・強化

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価	推進方針
◆非常用物資の備蓄◆ 災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水の備蓄を行っているが、毛布や紙おむつなど生活必需品等においては備蓄がされていない。今後、災害時に使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、人口規模に見合った適正な数量の確保など救援対策の充実を図っていく必要がある。 ◆道路の防災・減災対策◆ 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮すべき道路において、法面や岩盤斜面に崩落や変状が見られる落石等危険箇所や、豪雨で冠水した箇所が発生している。大きな災害が予測される箇所や老朽化が著しい箇所について、優先的に整備を行っているが、その他の対策が必要な箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。 ◆迂回路となり得る農道・林道の整備◆ 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、主要道路等における交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的に農道・林道を整備していく必要がある。	◆非常用物資の備蓄◆【総務課】 災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や毛布、紙おむつなどの生活必需品の備蓄を継続的に行い、今後、災害時に使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、人口規模に見合った適正な数量の確保など救援対策の充実を図る。 また、高齢者、乳幼児、女性に配慮した食料・生活必需品や感染症対策に係る備蓄品を計画的に確保し、さらに、民間事業者等との災害応援協定の締結を拡大し、協力関係を構築し、実効性のある災害時の物資調達体制を確保する。 【主要な施策・事業】 ○災害時応援協定の締結 ○非常用物資の備蓄の充実・強化 ◆道路の防災・減災対策◆【建設課】 道路については、各拠点との有機的連携を考慮すべき道路であり、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、落石等危険箇所や、過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急時の輸送機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。 また、高速道路・幹線道路を中心とした道路網の強化が必要であるとの観点から、国・県及び高速道路会社との連携を図りながら進める。 【主要な施策・事業】 ○道路の整備(町道一級・二級、幹線道路) ○国・県及び高速道路会社との連携強化 ◆迂回路となり得る農道・林道の整備◆【産業課】 農道・林道は、農作業や森林施業のための作業車のほか、一般車両も通行している場合も多く、大規模災害の発生時において、主要道路等における交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも、農道・林道の適切な維持管理、計画的な整備を推進する。 【主要な施策・事業】 ○農道整備事業 ○林道施設災害復旧事業

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価	推進方針
◆自助・共助の取り組み促進【再掲】◆ 大規模災害時における公助（行政、消防署、警察署、自衛隊）の機能には限界があり、過去の「阪神淡路大震災」では、被災した人の約7割が自助（家族、親戚）と共助（地域の人）の支援で助かったとの統計がある。今後、地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取り組みとともに、一人ひとりが自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力・助け合いによる「共助」の取り組みを促進し、連携を強めることが重要となることから、自助・共助の理解を深める取り組みが必要である。	◆自助・共助の取り組み促進【再掲】◆【総務課】 自助・共助に関する情報発信や防災出前講座の実施、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される防災士の養成など、様々な事業を通じて、住民の自助・共助に関する理解を深める。 また、地震発生の際の安全確保、救出・救護、初期消火や・避難、避難生活のための非常用品の備蓄といった「自助の備え」や自主防災組織による防災対策といった「共助の備え」の取り組みを推進し、住民一人ひとりの防災意識の高揚に努める。 【主要な施策・事業】 ○定期的な広報啓発活動 ○自主防災組織の立ち上げ（現状値：6組織→目標値：35組織） ○各行政区と消防団との連携強化

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

脆弱性評価	推進方針
◆道路の防災・減災対策【再掲】◆ 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮すべき道路において、法面や岩盤斜面に崩落や変状が見られる落石等危険箇所や、豪雨で冠水した箇所が発生している。大きな災害が予測される箇所や老朽化が著しい箇所について、優先的に整備を行っているが、その他の対策が必要な箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。 ◆迂回路となり得る農道・林道の整備【再掲】◆ 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、主要道路等における交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的に農道・林道を整備していく必要がある。	◆道路の防災・減災対策【再掲】◆ 【建設課】 道路については、各拠点との有機的連携を考慮すべき道路であり、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、落石等危険箇所や、過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急時の輸送機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。 また、高速道路・幹線道路を中心とした道路網の強化が必要であるとの観点から、国・県及び高速道路会社との連携を図りながら進める。 【主要な施策・事業】 ○道路の整備(町道一級・二級、幹線道路) ○国・県及び高速道路会社との連携強化 ◆迂回路となり得る農道・林道の整備【再掲】◆ 【産業課】 農道・林道は、農作業や森林施業のための作業車のほか、一般車両も通行している場合も多く、大規模災害の発生時において、主要道路等における交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも、農道・林道の適切な維持管理、計画的な整備を推進する。 【主要な施策・事業】 ○農道整備事業 ○林道施設災害復旧事業

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価	推進方針
◆訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化【再掲】◆ 大規模災害が発生した場合であっても、迅速かつ的確な災害対応の実現をめざし、国、県、町のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や町消防団、自主防災組織等との連携体制強化のため、町防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練等に取り組み、災害対応の必要な見直しを積み重ねていくことにより、日頃から災害時の対応と役割を確認する必要がある。 ◆消防団の充実・強化【再掲】◆ 消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化や地域の連帯意識の希薄化により、消防団員の減少が進んでおり、地域の消防防災力の低下が懸念されている。消防団員（定員 500 名）は現在、479 名（充足率 95.8%）となっており、被用者の割合（82%）が高く、昼間の災害時における初動体制の確保が課題となっている。	◆訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化【再掲】◆ 【総務課】 訓練や災害対応の経験から必要な見直しを行い、防災関係機関や町消防団、自主防災組織等との連携体制と災害対応力の強化を推進するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。 【主要な施策・事業】 ○防災行政無線等の維持管理 ○町防災訓練における情報伝達訓練 ○防災関係機関との連携強化 ◆消防団の充実・強化【再掲】◆ 【総務課】 地域性を生かした消防団員自らによる消防団加入促進とともに、消防団の活動に対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備、発災時の機動性を確保するための班域の見直し、特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）のみを行う機能別消防団員制度（※）の導入促進に取り組み、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る。 また、消防団員の処遇改善として、出勤手当等の見直しを行い、団員確保を図り、消防団員定数に対する充足率 100%をめざす。 さらに、消防防災力を維持するために、消防署や自主防災組織等との連携強化を図る。 【主要な施策・事業】 ○消防車両・消防施設の更新事業 ○消防団応援事業 ○町防災訓練等の実施 ○会津坂下町地域防災計画及び水防計画の策定（改訂） ○消防団員の出勤手当等の見直しによる処遇改善 ※機能別消防団員制度：消防団の活動を補完するため、特定の活動にのみ参加する消防団の制度

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱性評価	推進方針
◆緊急車両等に供給する燃料の確保◆ 東日本大震災時にはガソリン等の燃料が不足し、住民生活や事業活動に大きな影響が生じた。平時からの自衛的備蓄が困難であるため、過去の災害の経験から、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、災害時の初動体制で必要な燃料供給の円滑化を図る取り組みとして、緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄への取り組みを推進していく必要がある。 ◆医療機関における非常時使用燃料等の確保◆ 医療機関における非常時使用燃料等の確保状況を確認し、災害発生時でも医療体制を継続していくための機能の確保に取り組んでいく必要がある。 また、災害時に伴う停電や断水等が発生しても、人工呼吸器の装着や透析医療に伴う非常用電源や貯水槽の設置による非常時の対応体制の整備が必要である。 ◆社会福祉施設の耐震化等【再掲】◆ 社会福祉施設等は、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等が多く利用していることや、福祉サービスの提供の継続や福祉避難所としての役割もあることから、利用者や避難者の安全・安心のため、建物の耐震性の確保や老朽化対策等が必要である。	◆緊急車両等に供給する燃料の確保◆【総務課】 平時からの自衛的備蓄が困難であるため、福島県石油業協同組合会津両沼支部と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、災害時に必要な燃料の確保に向けた取り組みを推進する。 【主要な施策・事業】 ○災害時応援協定の締結(1件) ◆医療機関における非常時使用燃料等の確保◆【総務課】 医療機関における非常時使用燃料等の確保状況の確認や非常時の医療体制の現状把握に努め、今後の具体的な対応について、県や医療機関相互の連携の下、災害発生時でも医療体制を継続していくための機能の確保を求めている。 【主要な施策・事業】 ○医療機関における業務継続計画(BCP)の策定 ○災害時の医療体制継続の機能確保の促進 ◆社会福祉施設の耐震化等【再掲】◆【生活課、子ども課、保育所】 社会福祉施設等は災害時にあっても継続的に福祉・介護サービスを提供できるよう、補助金制度を活用しながら建物の耐震性の確保、老朽化対策等または非常用自家発電設備の設置等を促進する。 【主要な施策・事業】 ○施設の安全点検及び施設管理の徹底 ○災害時に備えた設備機器等の設置

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による 医療・福祉機能の麻痺

脆弱性評価	推進方針
◆ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化◆ 大規模自然災害時は、救急救命処置を要する重傷外傷患者の増加や道路交通基盤の被災等により、ドクターヘリの需要増大が見込まれることから、ドクターヘリによる重傷外傷患者等の救急搬送を推進し、救急専門医等による初期治療時間及び救急救命センターへの搬送時間の短縮及び災害現場での医師による質の高い医療の提供により、救命率の向上を図る必要がある。 ◆災害時医療・福祉人材の確保◆ 災害発生時においても必要な医療・福祉の提供を維持するため、関係団体との連携強化を促進し、災害時における医療・福祉の人材確保が必要である。 ◆福祉避難所の充実・確保【再掲】◆ 災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため、福祉避難所を7か所(町健康管理センター、高齢者施設6か所)を指定している。福祉避難所に対する住民の認知度が低く、受入れ・運営について課題が多い。関係機関と連携して福祉避難所開設・運営訓練を実施し、福祉避難所の充実・確保を促進する必要がある。	◆ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化◆【総務課】 大規模自然災害時における道路交通網の被災を想定し、救急患者のドクターヘリの需要増大に備え、救急専門医等による初期治療時間及び救急救命センターへの搬送時間の短縮及び災害現場での医師による質の高い医療の提供により救命率の向上を図るため、ドクターヘリ臨時離着陸場所の確保やドクターヘリ広域連携の運航拡大など救急医療体制の充実・強化を推進する。 【主要な施策・事業】 ○ドクターヘリ臨時離着陸場所の確保 ○ドクターヘリ広域連携の運航拡大など救急医療体制の充実・強化 ◆災害時医療・福祉人材の確保◆【生活課】 関係団体との連携強化を促進し、訓練や研修等の機会を捉え、災害時における医療・福祉の人材確保を図る。 また、DMAT等を受け入れるための体制を整備するとともに職員の知識向上を図る。 ※DMAT:大地震等の災害時に被災地につけ、救急治療を行うための厚生労働省の災害派遣医療チーム。被災地域の都道府県からの派遣要請が出されたときに現地に派遣される。 【主要な施策・事業】 ○関係団体との連携強化 ○担当職員の知識・技術取得の推進 ◆福祉避難所の充実・確保【再掲】◆【生活課】 関係機関と連携して福祉避難所開設・運営訓練を実施し、災害状況に合わせた福祉避難所の開設、運営を推進する。 また、福祉避難所の指定の促進とともに、令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴い、福祉避難所の確保運営ガイドラインが見直され、受入対象者の事前調整を行い、災害時の直接避難に向けて体制の整備を図る。 【主要な施策・事業】 ○町防災訓練における避難所開設・運営訓練の実施 ○福祉避難所として協定を締結している施設との連携強化

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価	推進方針
◆感染症予防措置の推進◆ 災害時には、感染症の拡大するリスクが高まり、特に避難所では、衛生状態を保つことが重要となる。飛沫感染や空気感染による感染が拡大する恐れがあるため、手洗い、手指消毒、マスク着用、トイレやごみ保管場所等の衛生管理などの感染症予防対策の実施が効果的である。感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材の育成を進めるとともに、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進していく必要がある。 ◆下水道業務継続計画(BCP)の推進◆ 東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかに下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「会津坂下町下水道業務継続計画(本庁編)」に基づき、情報伝達訓練等を実施する。今後も定期的な計画の見直しを行うとともに、訓練の実施により職員のレベルアップを図っていく必要がある。 ◆下水道施設の維持管理◆ 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等が蔓延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理が求められる。町では、限られた人員、予算の中で適切に施設管理を行うための管理区分の設定、点検・調査頻度、改築判断基準等を定めた「会津坂下町下水道ストックマネジメント計画」を策定し、下水道施設の長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を図るため、定期的な計画見直しを行い、下水道施設の機能確保に取り組んでいく必要がある。	◆感染症予防措置の推進◆【生活課】 災害時において感染症等が蔓延する事態を防ぐため、感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材の育成を進めるとともに、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進する。そのために、避難所における衛生環境対策として必要な物資について、計画的に備蓄する。 【主要な施策・事業】 ○「避難所マニュアル」(日本医師会発行)に基づく物資の備蓄 ○地域医療機関との連携強化 ◆下水道業務継続計画(BCP)の推進◆【建設課】 大規模災害時の下水道施設の被災に対して、速やかな機能の維持・回復のため、「会津坂下町下水道業務継続計画(本庁編)」に基づき、情報伝達訓練等の実施や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の確認と確実な実行に向けた取り組みを推進する。 【主要な施策・事業】 ○情報伝達訓練の実施 ○下水道業務継続計画(BCP)の見直し ◆下水道施設の維持管理◆【建設課】 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等が蔓延するリスクがあることから、「会津坂下町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進し、下水道施設の機能確保を図る。 【主要な施策・事業】 ○ふくしまの下水道未普及対策等事業 ○ふくしまの雨水対策事業(下水道施設の浸水対策) ○10年概成アクションプラン(H28～R7)(中期的な整備手法等の検討) ○下水道ストックマネジメント計画(下水道施設の改築・更新の計画)の推進 ○地方公営企業法の適用(R5)

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価	推進方針
◆単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進◆ し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、平成 12 年の浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、依然として多くの単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。生活排水処理率は58%(R2)となっており、現在「会津坂下町生活排水処理基本計画(R2～R6)」に基づき、合併処理浄化槽への転換促進を図っている。浄化槽の耐震性を強化し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症の蔓延予防を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、併せて汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。 ◆家畜伝染病対策の充実・強化◆ 家畜伝染病の発生予防・蔓延防止対策を迅速かつ的確に行うため、福島県会津家畜保健衛生所を中心に、関係機関との緊密な連携のもと家畜防除体制を整えている。今後は、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取り組みが必要である。	◆単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進◆【建設課】 依然として多くの汲み取り便槽、単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。浄化槽の耐震性を強化し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症の蔓延予防を図るため、「会津坂下町浄化槽設置整備事業補助金」による補助事業を継続しながら、合併処理浄化槽への転換を促進する。 【主要な施策・事業】 ○合併処理浄化槽設置整備事業(生活排水処理率 目標値:70%) ◆家畜伝染病対策の充実・強化◆【産業課】 家畜防疫体制の一層の強化を図るため、家畜伝染病の発生予防・蔓延防止対策として、防疫講習の実施など、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取り組みを促進する。 【主要な施策・事業】 ○家畜疾病防疫推進事業

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価	推進方針
◆業務継続に必要な体制の整備◆ 町の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、平成28年1月に「会津坂下町災害時業務継続計画」を策定しました。今後は近年の災害教訓を生かした計画の見直しを行い、実効性を高める取り組みを推進していく必要がある。 ◆受援体制の整備◆ 行政機関が自ら被災し、人、物、情報等の資源に大きく制約を受けた場合、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれることから、災害応援協定を締結している自治体等については平時から緊密な連携を図り、災害時には人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応が求められる。受援体制の構築のため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定の必要がある。 ◆危機管理拠点施設の機能確保◆ 災害対策本部となる役場本庁舎については、耐震化が図られていないことから、いつ災害が発生したとしても速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、危機管理拠点施設である中央公民館の情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続していく必要がある。 ◆町有施設(庁舎等)の耐震化等【再掲】◆ 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災拠点となる本庁舎や避難所となっている地区コミュニティセンターについて、災害に備えた設備の充実や耐震性の確保を図る必要がある。 現在、町有施設については、96棟あり、そのうち耐震性が確保されている建築物は69棟、約72%となっている。	◆業務継続に必要な体制の整備◆【総務課】 業務継続のための研修・訓練、近年の災害教訓を生かした非常時優先業務の見直しなど社会や組織の変化に対応した業務継続計画とし、その実効性を高める取り組みを推進していくとともに、災害対応等に必要不可欠な行政機能を確保するための体制整備を促進する。 【主要な施策・事業】 ○会津坂下町災害時業務継続計画の策定(改訂) ◆受援体制の整備◆【総務課】 受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定に取り組み、受援体制の整備を促進する。計画の策定に当たっては、庁内全体及び各業務の受援担当者の選定や受入環境の確保など、平時に備えておくべきこと、研修・訓練そして検証・改善についての内容を盛り込み、より実効性の高いものを整備する。 【主要な施策・事業】 ○会津坂下町災害時受援計画の策定 ◆危機管理拠点施設の機能確保◆【総務課】 情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、危機管理拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。 【主要な施策・事業】 ○ 情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の維持管理 ○ 設備機器を用いた各種訓練の実施 ◆町有施設(庁舎等)の耐震化等【再掲】◆【政策財務課】 「会津坂下町耐震改修促進計画」に基づき、耐震基準を満たさない27棟のうち解体予定の建築物を除き、全庁的な進捗管理を行いながら町有施設の耐震化を進め、財政計画との整合性を図りながら早急に耐震化率100%を目指す。 また、「会津坂下町公共施設等総合管理計画」に基づき、防災拠点施設・避難所として機能を発揮できるよう改修等の長寿命化対策に取り組む。 【主要な施策・事業】 ○会津坂下町公共施設等総合管理計画の推進 ○会津坂下町役場本庁舎の建て替え ○施設の長寿命化対策事業

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価	推進方針
◆訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化【再掲】◆ 大規模災害が発生した場合であっても、迅速かつ的確な災害対応の実現をめざし、国、県、町のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や町消防団、自主防災組織等との連携体制強化のため、町防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練等に取り組み、災害対応の必要な見直しを積み重ねていくことにより、日頃から災害時の対応と役割を確認する必要がある。 ◆緊急車両等に供給する燃料の確保【再掲】◆ 東日本大震災時にはガソリン等の燃料が不足し、住民生活や事業活動に大きな影響が生じた。 平時からの自衛的備蓄が困難であるため、過去の災害の経験から、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、災害時の初動体制で必要な燃料供給の円滑化を図る取り組みとして、緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄への取り組みを推進していく必要がある。 ◆電力関係事業者との連携強化◆ 災害対策本部機能を有する役場本庁舎については、自家発電設備を有しているが、燃料の備蓄がないことや設備能力が小さいことから、災害に関する情報収集や電算関係機器の稼働のための必要最低限の設備能力である。災害時の停電に備え、会津坂下電友会と「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」を締結しており、緊密な連携を保ち、迅速かつ円滑な電力施設等の応急復旧を図る。今後も危機管理拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、電力関係事業者との連携強化を図り、電力の応急対策の充実に取り組む必要がある。	◆訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化【再掲】◆ 【総務課】 訓練や災害対応の経験から必要な見直しを行い、防災関係機関や町消防団、自主防災組織等との連携体制と災害対応力の強化を推進するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。 【主要な施策・事業】 ○防災行政無線等の維持管理 ○町防災訓練における情報伝達訓練 ○防災関係機関との連携強化 ◆緊急車両等に供給する燃料の確保【再掲】◆ 【総務課】 平時からの自衛的備蓄が困難であるため、福島県石油業協同組合会津両沼支部と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、災害時に必要な燃料の確保に向けた取り組みを推進する。 【主要な施策・事業】 ○災害時応援協定の締結(1件) ◆電力関係事業者との連携強化◆【総務課】 町防災訓練における電力復旧訓練の実施などを通じ、電力関係事業者との連携強化を図り、電力の応急対策の充実に取り組んでいく。 【主要な施策・事業】 ○町防災訓練における電力復旧訓練に実施による連携強化

4 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性評価	推進方針
◆危機管理拠点施設の機能確保【再掲】◆ 災害対策本部となる役場本庁舎については、耐震化が図られていないことから、いつ災害が発生したとしても速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、危機管理拠点施設である中央公民館の情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続していく必要がある。 ◆情報システムの業務継続体制の強化◆ ファイルサーバのバックアップデータについては、庁舎の耐震化が図られていないことやデータとバックアップの同時喪失の危険性があることから、委託事業所のサーバにより管理している。大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、「会津坂下町情報管理業務継続計画」に基づき、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報システムによる業務継続の体制強化を図る必要がある。 ※冗長化:システムの障害発生に備え、システムの機能を維持し続けられるように、予備装置を平常時からバックアップとして配置し運用すること。 ◆情報通信設備の耐災害性の強化◆ 地震や停電でも情報通信設備が停止しない体制の構築が必要である。役場本庁舎においては、停電時に備え、非常用自家発電設備(2台)を備え、電源確保を図っているが、設備容量も小さく、燃料の備蓄もないため、情報通信設備の稼働については限定的となる。重要ネットワーク機器の運用管理等の検討を進め、情報通信設備の耐災害性の強化を図る必要がある。	◆危機管理拠点施設の機能確保【再掲】◆【総務課】 情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、危機管理拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。 【主要な施策・事業】 ○ 情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の維持管理 ○ 設備機器を用いた各種訓練の実施 ◆情報システムの業務継続体制の強化◆【政策財務課】 「会津坂下町情報管理業務継続計画」の見直しを予算編成時期等に合わせ実施し、計画の最新性・正確性の確保を図りながら、今後も計画に基づき、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報システムによる業務継続の体制強化を推進する。 【主要な施策・事業】 ○ 電子計算機整備事業(5年ごとのネットワーク設備の更新) ◆情報通信設備の耐災害性の強化◆【総務課、政策財務課】 地震や停電でも情報通信設備が停止しない体制の確保に向けて、情報通信設備や住民への情報伝達手段となる防災行政無線の耐災害性の強化を図り、平時より訓練を実施し、その実効性を高める。 また、福島県石油業協同組合会津両沼支部と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、災害時に必要な燃料の確保に向けた取り組みを推進するとともに、非常用発電機の燃料の備蓄を行う。 【主要な施策・事業】 ○ 防災行政無線等の維持管理 ○ 電子計算機整備事業(無停電電源装置の更新)

4 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性評価	推進方針
◆多様な通信手段の確保◆ 災害時における緊急通報・安否確認及び関係機関との情報連絡手段としての通信を確保することは、住民の生命・財産の保護や生活・経済活動の維持に不可欠である。現在、県との災害時の情報共有については、福島県総合情報通信ネットワークによる通信機器（電話・FAX・TV会議システム）や衛星携帯電話による通信手段、また、住民への情報提供については、電話やLアラートの外、停電時でも有効な防災行政無線が確保されている。情報通信の途絶を回避するため、さらなる通信手段の確保に向け取り組みを進めていく必要がある。	◆多様な通信手段の確保◆【総務課】 災害発生時において災害現場における被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達・収集を行うため、福島県総合情報通信ネットワークによる通信機器（電話・FAX・TV会議システム）や衛星携帯電話の維持管理と併せ、携帯端末の利用による様々な媒体への配信など多様な通信手段の確保に取り組む。 【主要な施策・事業】 ○ 情報通信・映像設備等の維持管理 ○ 携帯端末を利用した配信手段の確保

4 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価	推進方針
◆住民等への情報伝達体制の強化【再掲】◆ 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、適時の情報発信と情報提供手段の多重化・多様化を図る必要があり、定期的に、関係機関と連携を図り、迅速かつ効率的に情報発信する情報伝達訓練が必要である。 また、近年では避難者が避難所で災害に関する情報や家族の安否確認をする際にスマートフォンを活用し実施している。昨今の情報通信デバイスの多様化に伴い、避難所におけるWifi環境の整備等を図る必要がある。	◆住民等への情報伝達体制の強化【再掲】◆ 【総務課】 関係機関及び放送・通信事業者との連携を一層強化し、災害情報共有システム(Lアラート)の運用や緊急速報メールの配信、町公式ツイッターの活用など、あらゆるツールを活用した情報発信の対応強化を推進する。 【主要な施策・事業】 ○防災行政無線等の維持管理 ○定期的な情報伝達訓練 ○広報啓発活動の充実・強化 ○避難情報の適切な発令 ○災害情報伝達手段の強化

5 経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥せない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

脆弱性評価	推進方針
◆道路の防災・減災対策【再掲】◆ 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮すべき道路において、法面や岩盤斜面に崩落や変状が見られる落石等危険箇所や、豪雨で冠水した箇所が発生している。大きな災害が予測される箇所や老朽化が著しい箇所について、優先的に整備を行っているが、その他の対策が必要な箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。 ◆迂回路となり得る農道・林道の整備【再掲】◆ 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、主要道路等における交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的に農道・林道を整備していく必要がある。 ◆幹線道路・橋梁施設の耐震対策等【再掲】◆ 災害時の避難対策、物流の輸送、応急復旧工事に必要な防災拠点となる本庁舎や避難所を結ぶ幹線道路や橋梁については、耐震対策・長寿命化を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、長寿命化対策を進めている。	◆道路の防災・減災対策【再掲】◆【建設課】 道路については、各拠点との有機的連携を考慮すべき道路であり、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、落石等危険箇所や、過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急時の輸送機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。 また、高速道路・幹線道路を中心とした道路網の強化が必要であるとの観点から、国・県及び高速道路会社との連携を図りながら進める。 【主要な施策・事業】 ○道路の整備(町道一級・二級、幹線道路) ○国・県及び高速道路会社との連携強化 ◆迂回路となり得る農道・林道の整備【再掲】◆【産業課】 農道・林道は、農作業や森林施業のための作業車のほか、一般車両も通行している場合も多く、大規模災害の発生時において、主要道路等における交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも、農道・林道の適切な維持管理、計画的な整備を推進する。 【主要な施策・事業】 ○農道整備事業 ○林道施設災害復旧事業 ◆幹線道路・橋梁施設の耐震対策等◆【建設課】 高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁や道路附属施設(街路灯、カーブミラー、ガードレール、白線等)について、橋梁の耐震対策や長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。 【主要な施策・事業】 ○都市計画道路の整備(坂下羽林線、坂下喜多方線、坂下牛沢線、坂下北幹線、市中線) ○坂下東第一土地区画整理事業 ○橋梁の長寿命化計画の推進(施設点検、修繕改修) ○丈助橋の架け替え

5 経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-2 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価	推進方針
◆道路の防災・減災対策【再掲】◆ 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮すべき道路において、法面や岩盤斜面に崩落や変状が見られる落石等危険箇所や、豪雨で冠水した箇所が発生している。大きな災害が予測される箇所や老朽化が著しい箇所について、優先的に整備を行っているが、その他の対策が必要な箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。 ◆迂回路となり得る農道・林道の整備【再掲】◆ 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、主要道路等における交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的に農道・林道を整備していく必要がある。 ◆食料生産基盤の整備◆ 食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させる。今後も、農地の有する多面的機能の適正な維持管理と、安定的かつ効率的な営農の推進に取り組む必要がある。	◆道路の防災・減災対策【再掲】◆【建設課】 道路については、各拠点との有機的連携を考慮すべき道路であり、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、落石等危険箇所や、過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的にを行い、緊急時の輸送機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。 また、高速道路・幹線道路を中心とした道路網の強化が必要であるとの観点から、国・県及び高速道路会社との連携を図りながら進める。 【主要な施策・事業】 ○道路の整備(町道一級・二級、幹線道路) ○国・県及び高速道路会社との連携強化 ◆迂回路となり得る農道・林道の整備【再掲】◆【産業課】 農道・林道は、農作業や森林施業のための作業車のほか、一般車両も通行している場合も多く、大規模災害の発生時において、主要道路等における交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも、農道・林道の適切な維持管理、計画的な整備を推進する。 【主要な施策・事業】 ○農道整備事業 ○林道施設災害復旧事業 ◆食料生産基盤の整備◆【産業課】 町の農業は高い食料供給力を持っており、災害によりその生産基盤が被害を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。災害時の食料の供給確保に向け、農業の担い手の確保など町の農業の持続的な発展につながる取り組みにより、安定的かつ効率的な営農を推進し、食料自給率の向上を図る。 また、農地に雨水を一時的に貯留する働きは災害防止の一助となり得るため、下流域への土壌流出を防ぐ働きなど農地の有する多面的機能の適正な維持管理を推進する。 【主要な施策・事業】 ○経営所得安定対策交付金事業 ○多面的機能支払交付金事業 ○環境保全型農業直接支払事業

5 経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-2 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価	推進方針
◆農業水利施設の適正な保全管理◆ 農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進めていく必要がある。	◆農業水利施設の適正な保全管理◆【産業課】 高齢化や後継者不足といった地域農業を取り巻く環境が厳しくなる中、農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでおり、今後、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮できるよう、各施設管理者による適切な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進に取り組む。 ※施設のストックマネジメント：施設の長寿命化を図るための維持管理や補修・補強工事の計画 【主要な施策・事業】 ○水利施設整備事業 ○農業水路等長寿命化、防災減災事業 ○国営造成施設維持管理適正化事業

6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

脆弱性評価	推進方針
◆電力関係事業者との連携強化【再掲】◆ 災害対策本部機能を有する役場本庁舎については、自家発電設備を有しているが、燃料の備蓄がないことや設備能力が小さいことから、災害に関する情報収集や電算関係機器の稼働のための必要最低限の設備能力である。災害時の停電に備え、会津坂下電友会と「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」を締結しており、緊密な連携を保ち、迅速かつ円滑な電力施設等の応急復旧を図る。今後も危機管理拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、電力関係事業者との連携強化を図り、電力の応急対策の充実に取り組む必要がある。 ◆緊急車両等に供給する燃料の確保【再掲】◆ 東日本大震災時にはガソリン等の燃料が不足し、住民生活や事業活動に大きな影響が生じた。 平時からの自衛的備蓄が困難であるため、過去の災害の経験から、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、災害時の初動体制で必要な燃料供給の円滑化を図る取り組みとして、緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄への取り組みを推進していく必要がある。 ◆再生可能エネルギーの導入拡大◆ 中央公民館や各小中学校には、太陽光発電システムが設置されており、停電時、通信手段や避難生活の貴重な電力供給源となる。このように、大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーをはじめとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入拡大を促し、エネルギー供給源の多様化を図るとともに、町内の産業集積と地域経済の活性化を促進する。 ◆町の要請に基づく避難所へのLPガス供給◆ 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定に基づき、災害に伴う停電発生時においても、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うために必要なLPガス燃料・器具等の確保に努めている。いつ起こるかわからない災害に備えて、日頃から協定に基づく協力要請や連絡体制を確認し、協定締結事業者との連携強化に取り組む必要がある。	◆電力関係事業者との連携強化【再掲】◆【総務課】 町防災訓練における電力復旧訓練の実施などを通じ、電力関係事業者との連携強化を図り、電力の応急対策の充実に取り組んでいく。 【主要な施策・事業】 ○町防災訓練における電力復旧訓練に実施による連携強化 ◆緊急車両等に供給する燃料の確保【再掲】◆【総務課】 平時からの自衛的備蓄が困難であるため、福島県石油業協同組合会津両沼支部と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、災害時に必要な燃料の確保に向けた取り組みを推進する。 【主要な施策・事業】 ○災害時応援協定の締結(1件) ◆再生可能エネルギーの導入拡大◆【政策財務課】 災害時に自立的なエネルギーとして使用するため、県の補助金制度を利用しながら、住宅用の太陽光発電設備や蓄電池設備の普及を支援し、再生可能エネルギーの普及推進、エネルギー構成の多様化を図る。 【主要な施策・事業】 ○住宅用の太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーの普及推進 ◆町の要請に基づく避難所へのLPガス供給◆【総務課】 LPガスについては災害時の供給途絶リスクが少なく、復旧も早い。災害時の避難所における避難者の生活支援や応急対策に必要なLPガス燃料の供給のため、日頃から協定に基づく協力要請や連絡体制の確認、防災訓練等を通じた協定締結事業者との連携強化を図る。 【主要な施策・事業】 ○町防災訓練を通じた災害時応援協定締結事業所との連携強化

6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	推進方針
◆上水道施設の防災・減災対策【再掲】◆ 水道による給水機能を確保するため、水道事業者が将来的な水需要等を踏まえた水道施設(基幹管路や配水池、浄水場など)の内、経年管の布設替など老朽化施設の修繕・更新等を進め、将来的な水需要を確保する必要がある。 ◆下水道業務継続計画(BCP)の推進【再掲】◆ 東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかに下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「会津坂下町下水道業務継続計画(本庁編)」に基づき、情報伝達訓練等を実施する。今後も定期的な計画の見直しを行うとともに、訓練の実施により職員のレベルアップを図っていく必要がある。 ◆下水道施設の維持管理【再掲】◆ 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等が蔓延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理が求められる。町では、限られた人員、予算の中で適切に施設管理を行うための管理区分の設定、点検・調査頻度、改築判断基準等を定めた「会津坂下町下水道ストックマネジメント計画」を策定し、下水道施設の長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を図るため、定期的な計画見直しを行い、下水道施設の機能確保に取り組んでいく必要がある。	◆上水道施設の防災・減災対策【再掲】◆【建設課】 災害時においても給水機能を確保するため、「会津坂下町上水道事業アセットマネジメント計画」に基づき、老朽化施設の修繕・更新など適切な維持管理を計画的に推進する。また、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する。 ※上水道事業アセットマネジメント計画:上水道事業の設備更新・資金確保における中長期的計画 【主要な施策・事業】 ○水道施設等耐震化事業(重要給水施設配水管事業)(R2～R7) 老朽管更新、L=2.9km ◆下水道業務継続計画(BCP)の推進【再掲】◆ 大規模災害時の下水道施設の被災に対して、速やかな機能の維持・回復のため、「会津坂下町下水道業務継続計画(本庁編)」に基づく、情報伝達訓練等の実施や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の確認と確実な実行に向けた取り組みを推進する。 【主要な施策・事業】 ○情報伝達訓練の実施 ○下水道業務継続計画(BCP)の見直し ◆下水道施設の維持管理【再掲】◆【建設課】 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等が蔓延するリスクがあることから、「会津坂下町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進し、下水道施設の機能確保を図る。 【主要な施策・事業】 ○ふくしまの下水道未普及対策等事業 ○ふくしまの雨水対策事業(下水道施設の浸水対策) ○10年概成アクションプラン(H28～R7)(中期的な整備手法等の検討) ○下水道ストックマネジメント計画(下水道施設の改築・更新の計画)の推進 ○地方公営企業法の適用(R5)

6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	推進方針
◆単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進【再掲】◆ し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、平成 12 年の浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、依然として多くの単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。生活排水処理率は58%(R2)となっており、現在「会津坂下町生活排水処理基本計画(R2～R6)」に基づき、合併処理浄化槽への転換促進を図っている。浄化槽の耐震性を強化し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症の蔓延予防を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、併せて汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。 ◆農業集落排水施設の整備等◆ 農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水処理施設の整備及び老朽化した施設の改築・更新が今後求められてくる。適時適切な事業実施を進めるため、施設の長寿命化計画を計画的に進める必要がある。	◆単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進【再掲】◆【建設課】 依然として多くの汲み取り便槽、単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。浄化槽の耐震性を強化し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症の蔓延予防を図るため、「会津坂下町浄化槽設置整備事業補助金」による補助事業を継続しながら、合併処理浄化槽への転換を促進する。 【主要な施策・事業】 ○合併処理浄化槽設置整備事業(生活排水処理率 目標値:70%) ◆農業集落排水施設の整備等◆【建設課】 農業集落排水処理施設の整備及び老朽化した施設の改築・更新を推進するとともに、施設の長寿命化を計画的に進めるため、適時適切な施設の修繕・更新などに取り組み、農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持及び公共用水域の水質保全を促進する。 【主要な施策・事業】 ○農業集落排水処理施設の最適整備構想の策定(ストックマネジメントの導入) ○地方公営企業法の適用(R5)

6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価	推進方針
◆道路の防災・減災対策【再掲】◆ 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮すべき道路において、法面や岩盤斜面に崩落や変状が見られる落石等危険箇所や、豪雨で冠水した箇所が発生している。大きな災害が予測される箇所や老朽化が著しい箇所について、優先的に整備を行っているが、その他の対策が必要な箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。 ◆迂回路となり得る農道・林道の整備【再掲】◆ 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、主要道路等における交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的に農道・林道を整備していく必要がある。 ◆幹線道路・橋梁施設の耐震対策等【再掲】◆ 災害時の避難対策、物流の輸送、応急復旧工事に必要な防災拠点となる本庁舎や避難所を結ぶ幹線道路や橋梁については、耐震対策・長寿命化を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、長寿命化対策を進めている。	◆道路の防災・減災対策【再掲】◆【建設課】 道路については、各拠点との有機的連携を考慮すべき道路であり、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、落石等危険箇所や、過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急時の輸送機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。 また、高速道路・幹線道路を中心とした道路網の強化が必要であるとの観点から、国・県及び高速道路会社との連携を図りながら進める。 【主要な施策・事業】 ○道路の整備(町道一級・二級、幹線道路) ○国・県及び高速道路会社との連携強化 ◆迂回路となり得る農道・林道の整備【再掲】◆【産業課】 農道・林道は、農作業や森林施業のための作業車のほか、一般車両も通行している場合も多く、大規模災害の発生時において、主要道路等における交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも、農道・林道の適切な維持管理、計画的な整備を推進する。 【主要な施策・事業】 ○農道整備事業 ○林道施設災害復旧事業 ◆幹線道路・橋梁施設の耐震対策等【再掲】◆【建設課】 高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁や道路附属施設(街路灯、カーブミラー、ガードレール、白線等)について、橋梁の耐震対策や長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。 【主要な施策・事業】 ○都市計画道路の整備(坂下羽林線、坂下喜多方線、坂下牛沢線、坂下北幹線、市中線) ○坂下東第一土地区画整理事業 ○橋梁の長寿命化計画の推進(施設点検、修繕改修) ○丈助橋の架け替え

6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価	推進方針
◆道路の防雪施設の整備【再掲】◆ 本町は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく「豪雪地帯」に指定されており、住民の安全な生活の確保、産業経済活動の向上及び地域間交流の促進の観点から、冬期間における安全で円滑な道路交通の確保が課題となっている。例えば、人家が連続して排雪スペースがなく除雪作業が困難な箇所、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故の多発地点、地吹雪による吹きだまりや著しく視界が不良となる区間があり、通行に支障をきたすなど、未だ対応ができていない危険箇所が多数存在する。冬期間における交通安全を図るため、防雪対策として効果のある施設の整備、道路環境づくりに取り組んでいく必要がある。 ◆道路の除雪体制等の確保【再掲】◆ 過疎化・高齢化の進行に伴い、除排雪の担い手不足が問題化しており、住民の生活を確保するため、国・県と連携を図りながら、適時適切な道路除雪等ができる体制の確保に取り組んでいる。近年では、除雪オペレーターの人員不足や高齢化、または委託業者の不足等により、除雪体制の確保が困難な状況になってきている。暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても、安全で円滑な道路交通確保のため、さらなる除雪体制の充実・確保に取り組む必要がある。 ◆鉄道施設の復旧・基盤強化◆ 平成23年7月の新潟・福島豪雨災害によって、会津地方と新潟県を結ぶJR只見線は橋梁等に甚大な被害を受け、一部不通区間が発生しているが、令和4年度の全線復旧・運航再開が予定されている。JR只見線は、沿線住民の重要な生活交通基盤であり、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、全線復旧・運行再開に向けた取り組みを推進する必要がある。	◆道路の防雪施設の整備【再掲】◆ 【建設課】 人家が連続して排雪スペースがなく除雪作業が困難な箇所、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故の多発地点、地吹雪による吹きだまりや著しく視界が不良となる区間において、冬期間における交通安全を図るため、防風雪施設等の整備を推進するとともに、より効率的かつ信頼性の高い安全対策に取り組む。また、地吹雪などの危険性の高い箇所については、防雪対策としてより効果のある固定式防雪柵を計画的に設置し、冬期間における安全安心な道路環境づくりの推進を図る。 【主要な施策・事業】 ○防雪柵の延伸及び増設 ◆道路の除雪体制等の確保【再掲】◆ 【建設課】 暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても、安全で円滑な道路環境を整備するため、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組むとともに、除雪オペレーターの確保、除雪機等の設備の更新を実施しながら除雪体制の充実・確保を推進する。また、冬期間における孤立集落等の発生を回避するため、冬期間のアクセス経路を複数確保するなど、冬期間通行不能区間の解消に向けた除雪路線について検討する。 【主要な施策・事業】 ○除雪対策事業（除雪体制の強化） ○除雪機械整備事業（除雪機械の更新） ○町建設業組合との連携 ◆鉄道施設の復旧・基盤強化◆ 【政策財務課】 JR只見線の早期の全線復旧・運行再開に向けた取り組みを着実に推進していく。また、自然災害による鉄道施設の被害が頻発化・激甚化する中で、鉄道施設の復旧には長期の時間を要することになるため、利用者目線に立った鉄道の防災・減災対策の一層の充実を図る。 【主要な施策・事業】 ○JR只見線の早期の全線復旧・運航再開に向けた取り組みの推進 ○利用者目線に立った鉄道の防災減災対策の充実

6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価	推進方針
◆地域公共交通の確保◆ 鉄道・バス・タクシー等の地域公共交通は、日常の生活の中で通勤・通学・通院・買い物等の移動手段となっており、災害時には救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要である。過疎・中山間地域の日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、公共交通機関の利用促進・経営安定化支援に取り組んでおり、災害時においても公共交通を維持確保するため、交通事業者等との連絡体制を強化する必要がある。	◆地域公共交通の確保◆【政策財務課】 地域の実情に応じた住民・交通事業者・行政の連携による、安心して住み続けられる便利で持続可能な公共交通網の整備に取り組みます。また、災害時における重要な交通・輸送手段となりうるものであることから、平時より交通事業者との情報共有を行い、緊密な連携体制の構築を図る。 【主要な施策・事業】 ○持続可能な公共交通網の形成に資する利用促進 ○平時からの交通事業者との情報共有や緊密な連携体制の構築

6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-4 異常渇水等による用水の供給途絶

脆弱性評価	推進方針
◆農業用水等の渇水対策◆ 渇水の発生(または、渇水の発生のおそれがある)時に備え、農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、毎月、ダムの貯水状況報告を受け、状況把握と連絡体制の確認を行っている。今後も、貯水状況報告を継続し、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実にに向けて取り組む必要がある。	◆農業用水等の渇水対策◆ 【産業課】 渇水が発生しても、町内の渇水状況を迅速に把握し、的確な初動対応を実現できるよう渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けた取り組みを促進し、節水依頼・給水制限・応急給水等の対策の実施については、住民への広報の充実に図り、協力を求める。 【主要な施策・事業】 ○渇水対策本部の設置及び関係機関の連携強化

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性評価	推進方針
◆農業水利施設の適正な保安全管理【再掲】◆ 農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進めていく必要がある。 ◆農業用ため池ハザードマップの啓発◆ ため池の多くは、行政区や水利組合などの受益者を主体とした組織によって管理されているが、農業後継者の減少や土地利用の変化から管理や監視体制の弱体化が懸念されている。 東日本大震災では、多くのため池で決壊等の被害が発生したという教訓を踏まえ、町内における農業用ため池の堤防決壊による人的被害を防ぐため、浸水想定区域が明記されている「農業用ため池ハザードマップ」の啓発活動に取り組み、農業用ため池の防災・減災対策を図る必要がある。	◆農業水利施設の適正な保安全管理【再掲】◆【産業課】 高齢化や後継者不足といった地域農業を取り巻く環境が厳しくなる中、農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでおり、今後、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮できるよう、各施設管理者による適切な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮した施設のストックマネジメントの推進に取り組む。 ※施設のストックマネジメント：施設の長寿命化を図るための維持管理や補修・補強工事の計画 【主要な施策・事業】 ○水利施設整備事業 ○農業水路等長寿命化、防災減災事業 ○国営造成施設維持管理適正化事業 ◆農業用ため池ハザードマップの啓発◆【産業課】 ため池の管理組織や浸水想定区域内の住民を中心に、「農業用ため池ハザードマップ」の啓発活動に取り組み、浸水区域や浸水深などの浸水被害に関する情報の共有、避難経路や避難場所についての理解促進、さらには防災訓練への活用など農業用ため池の防災・減災対策の推進を図る。 【主要な施策・事業】 ○「農業用ため池ハザードマップ」の啓発（町ホームページへの掲載、各行政区へのマップの配布） ○防災関係機関との連携強化

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性評価	推進方針
◆アスベスト使用被災建築物の適正な管理・解体◆ 有害な化学物質であるアスベストを使用した建築物が被災し、倒壊・損壊、流失または解体・撤去、補修の際に拡散・流出し、周辺住民の健康被害や環境汚染などの二次被害が発生することを防止する必要がある。本町では、関係法令に基づく立入検査等において、有害物質を取り扱う事業者に対し、拡散・流出防止に向けた適正な管理を指導・啓発している。「水質汚濁防止法」や「大気汚染防止法」に基づき、有害物資取扱事業者に対して、適正な管理、取り扱いを指導している。	◆アスベスト使用被災建築物の適正な管理・解体◆【生活課】 平時から、アスベスト使用の建築物を把握し、災害時における飛散防止体制の整備等や応急対応に必要な資機材の確保に努める。 関係法令に基づき、有害物質を取り扱う事業者に対し指導、啓発を継続して実施し、有害物質の拡散、流出の事前防止対策を推進する。 【主要な施策・事業】 ○有害物質の拡散・流出防止徹底の広報

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価	推進方針
◆食料生産基盤の整備【再掲】◆ 食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させる。今後も、農地の有する多面的機能の適正な維持管理と、安定的かつ効率的な営農の推進に取り組む必要がある。 ◆災害に強い森林の整備◆ 長引く林業の低迷、従事者の高齢化や後継者不足により、適切な管理が行われておらず、水源かん養（洪水緩和、水質浄化など）や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にある。多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や農山村の振興等を図り、災害に強い森林づくりを図る必要がある。 ◆農業水利施設の適正な保安全管理【再掲】◆ 農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進めていく必要がある。	◆食料生産基盤の整備【再掲】◆【産業課】 町の農業は高い食料供給力を持っており、災害によりその生産基盤が被害を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。災害時の食料の供給確保に向け、農業の担い手の確保など町の農業の持続的な発展につながる取り組みにより、安定的かつ効率的な営農を推進し、食料自給率の向上を図る。 また、農地に雨水を一時的に貯留する働きは災害防止の一助となり得るため、下流域への土壌流出を防ぐ働きなど農地の有する多面的機能の適正な維持管理を推進する。 【主要な施策・事業】 ○経営所得安定対策交付金事業 ○多面的機能支払交付金事業 ○環境保全型農業直接支払事業 ◆災害に強い森林の整備◆【産業課】 人工林の管理不足、異常気象の増加といった要因で土砂災害のリスクが高まっている。森林管理制度による森林所有者の経営管理義務の周知を図る。災害の発生等が懸念される森林について、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や農山村経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。 【主要な施策・事業】 ○ふくしま森林再生事業 ○森林環境基金事業 ◆農業水利施設の適正な保安全管理【再掲】◆【産業課】 高齢化や後継者不足といった地域農業を取り巻く環境が厳しくなる中、農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでおり、今後、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮できるよう、各施設管理者による適切な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮した施設のストックマネジメントの推進に取り組む。 ※施設のストックマネジメント：施設の長寿命化を図るための維持管理や補修・補強工事の計画 【主要な施策・事業】 ○水利施設整備事業 ○農業水路等長寿命化、防災減災事業 ○国営造成施設維持管理適正化事業

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価	推進方針
◆鳥獣被害防止対策の充実・強化◆ 近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策にあたる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、鳥獣被害防止対策を充実・強化していく必要がある。 ◆農業・林業の担い手確保・育成◆ 農業者の高齢化や後継者不足による農業経営体数の減少等により、農地等の荒廃が増加し、災害時の被害拡大のリスクが高くなっている。自然災害の発生に備え、農地の多面的機能が発揮されるよう認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進し、併せて農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図る必要がある。 林業所得の不安定さや技術習得の難しさを背景として、新たな林業担い手の確保・育成が進まず、林業労働者の減少と高齢化が課題となっています。東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策などに引き続き取り組み、林業担い手の確保を推進する必要がある。	◆鳥獣被害防止対策の充実・強化◆【産業課】 有害鳥獣による農地・農作物への被害を抑えるため、今後も「有害鳥獣対策事業」「多面的機能支払交付金事業」「中山間地域等直接支払事業」に取り組みながら、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関との連携強化による鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る。 【主要な施策・事業】 ○有害鳥獣対策事業 ◆農業・林業の担い手確保・育成◆【産業課】 認定農業者・新規就農者の経営発展等に向けた支援を行うとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることにより、農業担い手の確保・育成に取り組む。 東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策などに引き続き取り組み、林業担い手の確保に取り組む。 また、子どもたちや森林を有する地域住民を対象に「森林活動・緑化推進事業」を行い、里山の整備や森林環境学習を通して森林の重要性や新たな価値観を醸成する。 【主要な施策・事業】 ○農業経営改善計画認定制度の推進 ○農業次世代人材投資事業 ○経営体育成事業 ○森林活動・緑化推進事業

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-4 風評等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価	推進方針
◆風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等◆ 東日本大震災における原子力災害の影響により、農畜産物等の風評被害として、災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けた。この経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭に向けた戦略的・効果的な対策について検討が必要である。 ◆家畜伝染病対策の充実・強化【再掲】◆ 家畜伝染病の発生予防・蔓延防止対策を迅速かつ的確に行うため、福島県会津家畜保健衛生所を中心に、関係機関との緊密な連携のもと家畜防除体制を整えている。今後は、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取り組みが必要である。	◆風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等◆【産業課】 災害による風評の払拭にむけて、これまで食品の検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や町の農産物等の魅力についての情報発信に取り組んできた。このような経験を踏まえ、今後も、国内外への正確な情報発信、観光誘客の促進、販路回復・開拓など風評払拭に向けた、戦略的・効果的な対策の強化について検討する。 【主要な施策・事業】 ○首都圏における町農産物等の物産販売を通じた安全性の情報発信 ○町PR店舗拡大等による継続した風評対策活動の推進 ◆家畜伝染病対策の充実・強化【再掲】◆【産業課】 家畜防疫体制の一層の強化を図るため、家畜伝染病の発生予防・蔓延防止対策として、防疫講習の実施など、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取り組みを促進する。 【主要な施策・事業】 ○家畜疾病防疫推進事業

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
◆災害廃棄物処理計画の策定・推進◆ 災害により発生したごみ、し尿及び大規模災害により発生した大量の廃棄物について、発災直後からの仮置き場の設置、廃棄物の受入れ、収集運搬、処理・処分を円滑に進め、復旧・復興の妨げにならないようにしなければならない。 広域処理施設だけでは、廃棄物の処理・処分が追いつかないことも想定されるため、さらなる広域的な処理体制の整備を含め、災害廃棄物処理に関する計画策定が必要である。 ◆災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化◆ 災害廃棄物は、人の健康または生活環境に重大な被害を生じさせるものを含む恐れがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、会津坂下町地域防災計画に基づき、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理を行う必要がある。	◆災害廃棄物処理計画の策定・推進◆ 【生活課】 災害により発生した廃棄物を迅速に処理するため、町地域防災計画に沿った体制整備や関係機関との連携強化とともに、さらなる広域的な処理体制の整備を図り、国の指針に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理体制の強化を推進する。 【主要な施策・事業】 ○災害廃棄物処理計画の策定（R7まで） ◆災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化◆ 【生活課】 災害時には、平時の年間処理量を大きく上回る廃棄物が発生し、その膨大な廃棄物への対処のため、特に初動期には様々な混乱が発生しやすい。そのような状況や危機感を前提に対応する必要がある。平時より、初動対応時の組織体制、関係連絡先の把握、業務リスト等について検討し、会津坂下町地域防災計画に基づき、福島県や会津若松地方広域市町村圏整備組合、民間事業者と連絡体制を整える。 【主要な施策・事業】 ○関係機関等との連携体制の強化（福島県、会津若松地方広域市町村圏整備組合、民間事業者）

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
◆復旧・復興を担う人材の育成◆ 損壊の危険がある被災建築物や土砂災害危険箇所等における二次災害の発生を防止し、応急復旧活動を円滑に実施する体制を整えるため、災害対応の経験機会が少なく、かつ人事異動で任期に限りがある職員の災害対応力向上を図る必要がある。 ◆災害時応援協定締結者との連携強化◆ インフラ・ライフラインの復旧に関する災害時応援協定については、「会津坂下町建設業組合」「会津坂下町管工事業協同組合」「会津坂下電友会」と締結している。 また、建設関係事業者による広域的な応援協力による応急対策（被災状況の調査や公共施設の応急復旧等）を迅速かつ効果的に行うため、防災訓練等を通じて協定内容や初動対応等を確認するなど、災害時応援協定を締結している建設関係事業者との一層の連携強化を図る。 ◆災害・復興ボランティア関係団体との連携強化◆ ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、社会福祉協議会やボランティア関係団体との連携強化が必要である。	◆復旧・復興を担う人材の育成◆【総務課】 職員の災害対応力の向上のため、各種防災訓練や研修を実施し、複雑化かつ多様化する復旧・復興業務へ速やかに対応できる人材育成を推進する。このため、訓練や研修については、防災体制の検証をはじめ、防災知識や技術の取得、防災意識の普及など、また実体験をもって疑似体験をする「実働型」や災害状況をイメージしながら対応を思考する「図上型」の両方の形式を組み合わせ、計画的に人材育成を図る。 【主要な施策・事業】 ○各種防災訓練や防災研修への参加 ○防災士との訓練等を通じた連携の強化 ◆災害時応援協定締結者との連携強化◆【総務課】 災害時には建設業者等の専門的能力や機動力をいかし、迅速な復旧活動のために、災害時応援協定を締結している建設関係事業者との一層の連携強化を図る。また、円滑な復旧活動のため、協定締結はしているが面識のない事業者を相手にする場合には、防災訓練等を通じて連携を図る。さらに、協定が未締結の関係機関との協定締結を推進する。 【主要な施策・事業】 ○災害時における応急復旧工事等についての協定の締結 ◆災害・復興ボランティア関係団体との連携強化◆【総務課】 ボランティア活動の受け入れ、活動の調整等を適切に行うため、ボランティア受入施設等の担当者研修や災害ボランティアセンター運営講座、NPOや社会福祉協議会との連携・協働に向けた合同会議の開催など、ボランティア関係団体等との連携を強める取り組みを促進し、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図る。 【主要な施策・事業】 ○NPOや社会福祉協議会と連携したボランティアセンター運営講座や合同会議の開催 ○ボランティア受入施設等の担当者研修への参加

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
◆地域コミュニティの再生・活性化◆ 人口減少や少子高齢化の進行に伴う地域活動の担い手不足や地域のつながりの希薄化により、地域によっては集落の運営や生活の維持に困難になっている。集落機能の低下により、農業の持つ多面的機能が十分発揮されなかったり、鳥獣被害、伝統文化の衰退を招くおそれがあり、その維持・存続を図ることは喫緊の課題である。行政区を単位とする地域コミュニティは、災害時に地域の人々が互いに助け合う「共助」を担う基盤であり、再生・活性化を図っていく必要がある。 ◆地域公共交通の確保【再掲】◆ 鉄道・バス・タクシー等の地域公共交通は、日常生活の中で通勤・通学・通院・買い物等の移動手段となっており、災害時には救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要である。過疎・中山間地域の日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、公共交通機関の利用促進・経営安定化支援に取り組んでおり、災害時においても公共交通を維持確保するため、交通事業者等との連絡体制を強化する必要がある。 ◆自助・共助の取り組み促進【再掲】◆ 大規模災害時における公助（行政、消防署、警察署、自衛隊）の機能には限界があり、過去の「阪神淡路大震災」では、被災した人の約7割が自助（家族、親戚）と共助（地域の人）の支援で助かったとの統計がある。今後、地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取り組みとともに、一人ひとりが自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力・助け合いによる「共助」の取り組みを促進し、連携を強めることが重要となることから、自助・共助の理解を深める取り組みが必要である。	◆地域コミュニティの再生・活性化◆【政策財務課】 災害時において住民同士が助け合う基盤としての地域コミュニティの再生・活性化を図るため、地域おこし協力隊や大学生など外部人材の活用、定住・二地域居住を推進し、地域の担い手を確保していくとともに、地域資源の保管理する多様な取り組みにより地域力の向上を図り、住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進する。 【主要な施策・事業】 ○地域おこし協力隊等の外部人材の活用 ○定住・二地域居住の推進による地域の担い手の確保 ◆地域公共交通の確保【再掲】◆【政策財務課】 地域の実情に応じた住民・交通事業者・行政の連携による、安心して住み続けられる便利で持続可能な公共交通網の整備に取り組みます。また、災害時における重要な交通・輸送手段となりうるものであることから、平時より交通事業者との情報共有を行い、緊密な連携体制の構築を図る。 【主要な施策・事業】 ○便利で持続可能な公共交通網の整備 ○交通事業者との情報の共有及び連携体制の強化 ◆自助・共助の取り組み促進【再掲】◆【総務課】 自助・共助に関する情報発信や防災出前講座の実施、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される防災士の養成など、様々な事業を通じて、住民の自助・共助に関する理解を深める。 また、地震発生の際の安全確保、救出・救護、初期消火や・避難、避難生活のための非常用品の備蓄といった「自助の備え」や自主防災組織による防災対策といった「共助の備え」の取り組みを推進し、住民一人ひとりの防災意識の高揚に努める。 【主要な施策・事業】 ○定期的な広報啓発活動 ○自主防災組織の立ち上げ（現状値：6組織→目標値：35組織） ○各行政区と消防団との連携強化

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性評価	推進方針
◆文化財の保存・活用◆ 先人がのこした貴重な文化財は、本町の自然・歴史・文化的環境の中で育まれ継承されてきたものであり、確実な保存と継承を図るとともに、歴史と文化の豊かさを実感できる魅力あふれるまちづくりに活用することが求められる。 また、文化財の所有者や伝統芸能を継承する担い手の高齢化と減少が進んでおり、後継者の確保と保存意識の啓発、地域住民の理解と協力が重要である。このことから、火災や自然災害などから文化財を守るための防火・防災体制の充実・強化を推進する必要がある。	◆文化財の保存・活用◆【教育課】 地域住民が、地域の文化財や歴史を理解できるような機会を積極的に発信し、住民自らが地域への誇りと愛着を持ち、若い世代への歴史文化の継承が円滑に進むための取り組みを強化する。このため、未来を担う子どもたちが、生まれ育った地域に対する理解を深め、文化財保護の担い手となるよう「総合的な学習の時間」における郷土理解学習などに継続的に取り組む。また、文化財を町特有の資源と考え、その魅力を通して、まちづくりに活かし、観光客など広く知ってもらうことで交流人口の増加を図る。 さらに、文化財の所有者や管理者などと連携し、国庫補助金等を有効に活用しながら、施設の改修や防災対策に取り組む。 【主要な施策・事業】 ○国指定文化財等の防火対策 ○国指定文化財等の耐震対策 ○史跡名勝天然記念物等の老朽化対策

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-5 仮設住宅等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
◆地籍調査の推進◆ 被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅用地の確保等を進めるうえで、地籍調査が未実施の場合、土地の境界の復元を容易にできず、境界確認に多くの時間と手間が必要となり、復旧・復興が遅れる要因となります。本町における地籍調査は市街地及び一部の集落を除き完了しておらず、全体の進捗率は62%にとどまっており、着実に調査を進める必要があります。	◆地籍調査の推進◆【政策財務課】 地籍調査の測量データを活用し、被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅の用地確保等を円滑に進められるよう、地籍調査を着実に推進します。 【主要な施策・事業】 ○地籍調査事業 ・認証遅延地区の解消(R3～) 【4地区】牛川第1・第2地区、中村・牛川第3地区、勝方地区、大村地区 ・新規地区の着手(上記地区完了後) 【14地区】大江地区 - 塔寺の一部、気多宮、大沢、朝立、平井、和泉 - 杉山、洲走、天屋、本名 - 旧坂下第一、旧坂下第二、旧坂下第三

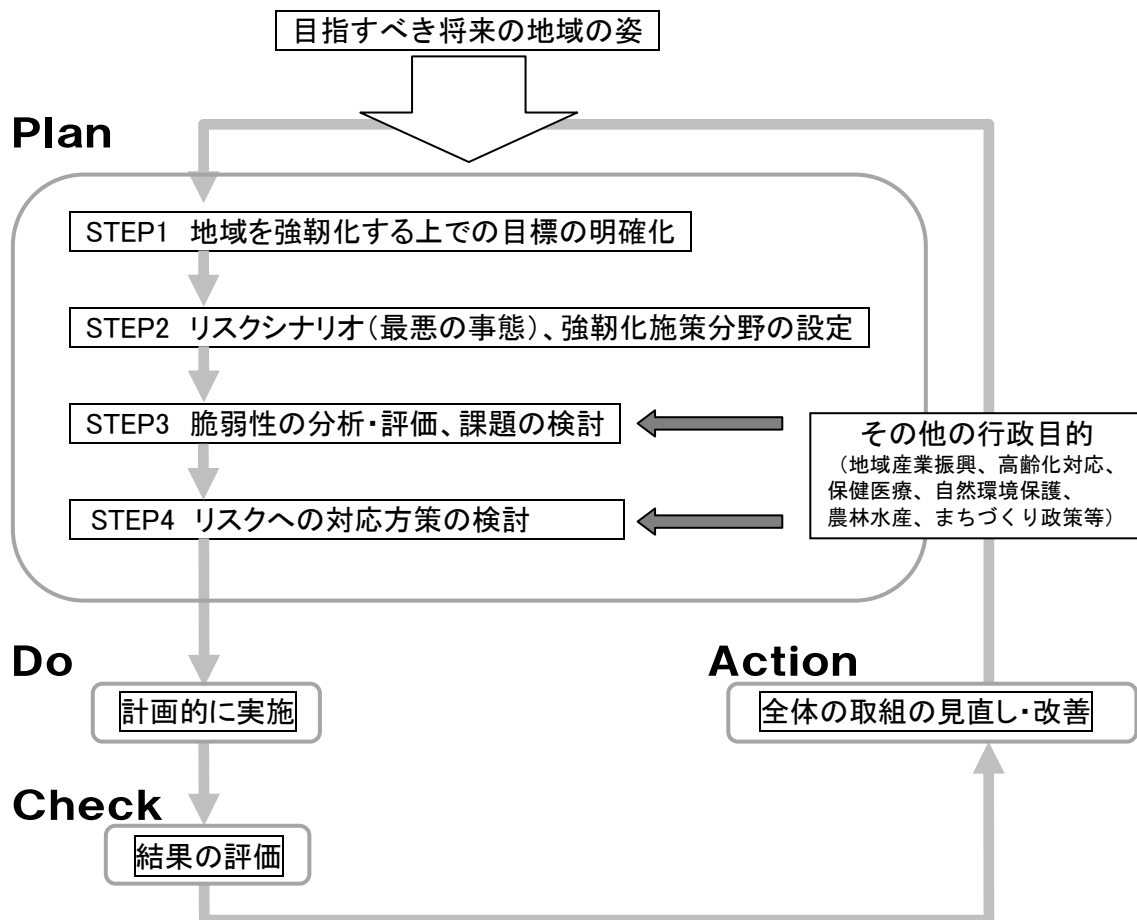
第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、部局横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえ、会津坂下町防災会議において計画見直しを検討し、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかなまちづくり」に取り組む。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、毎年度、各課からの事業進捗に係る報告及びヒアリングを実施し、強靱化施策である推進方針の施策・事業毎に進捗管理を行うとともに、本町を取り巻く社会情勢の変化や本町における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを行うものとする。



会津坂下町国土強靱化地域計画

令和3年12月

会津坂下町総務課危機管理室

〒 969－6592 福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662番地

電 話 : 0242－84－1533

F A X : 0242－83－1361

E-mail : soumu@town.aizubange.fukushima.jp